

平成 27 年度

# 学 生 便 覧



文 学 部

## 広島大学の理念

1. 平和を希求する精神
2. 新たなる知の創造
3. 豊かな人間性を培う教育
4. 地域社会・国際社会との共存
5. 絶えざる自己変革

## 文学部の教育理念と目標

広島大学文学部の教育理念は、主として人文科学の分野における幅広い基礎学力と専門知識を有し、鋭い感性と客観的視点に基づいて現代社会を的確に見据え、その発展に貢献できる人間性豊かな個性的人材を養成することです。

この理念に基づき、文学部は次のような教育目標を掲げています。

- (1) 伝統的研究の成果と方法論を継承し、専門領域における基礎的研究を深化させる。
- (2) 新たな研究領域や学際的領域に常に注目し、幅広い研究を積極的に推進する。
- (3) 現代社会に対する鋭い問題意識を常に持って、研究を活性化する。
- (4) 外国語の運用能力を高めるとともに、専門領域の必要に即した情報処理能力を身につける。
- (5) 絶え間ない自己改革を行う謙虚さ・柔軟性を養う。
- (6) 人類の歴史を学び、国際平和の精神を重視する姿勢を培う。

文学部の主たる存在理由は、このような理念と目標を指標として、長い歴史のなかで人類が築きあげ今日まで伝えてきた文化を継承し、かつその中から今日的課題を発見する術を、次代に伝えていくところにあります。以下に文学部のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーをあげます。

### 学位授与の方針 【ディプロマ・ポリシー】

広島大学文学部は、「主として人文科学の分野における幅広い基礎学力と専門知識を有し、鋭い感性と客観的視点に基づいて現代社会を的確に見据え、その発展に貢献できる人間性豊かな個性的人材を養成

すること」という理念を教育の根幹としています。その理念に基づき、「伝統的研究の成果と方法論を継承し、専門領域における基礎的研究を深化すること、新たな研究領域や学際的領域に常に注目し、幅広い研究を積極的に推進すること、現代社会に対する鋭い問題意識を常に持って、研究を活性化すること、外国語の運用能力を高めるとともに、専門領域の必要に即した情報処理能力を身につけること、絶え間ない自己改革を行う謙虚さ・柔軟性を養うこと、人類の歴史を学び、国際平和の精神を重視する姿勢を培うこと」という教育目標を掲げて、それを実現するために教育課程（カリキュラム）を編成・実施しています。その課程を終えて、学位が授与されるためには、学生には以下のことが求められます。

- (1) 文学部の学生は、所定の期間在学し、学部の教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得しなければならない。修得すべき授業科目には、教養教育科目と文学部の専門科目があり、実施形態としては、講義、演習、講読、フィールドワークなどがある。
- (2) 文学部の学生は、卒業論文を作成し提出しなければならない。卒業論文の作成においては、学生は、教員の指導の下に、論文のテーマを決定し、テキストや資・史料を収集し、それらを読解し、あるいは論理的に考察を重ねて、自ら論文を完成することが要求される。これらの作業を通じて学生自身が身につけた、問題探求能力、分析力、判断力、表現力を評価し、学位を授与する。

以上、文学部では、原典に基づいて人類の文化を深く考察し、その今日的意義と課題を発見することによって総合的な人間力を身につけます。原典主義に基づくカリキュラムによって総合的な学力・実践力を身につけ、卒業後においてアクティブに研究・仕事をこなし、社会有為の人材となるための基礎力・応用力を評価し、学位を授与します。

## 教育課程編成・実施の方針 【カリキュラム・ポリシー】

文学部共通のカリキュラム・ポリシーは、どの分野においても原典・テキストを深く読みこなし（原典主義）、そこから新しい課題を見いだす力（批判的精神）を身につけることです。

専門課程においては5つの教育プログラムが用意されており、それぞれ個別の到達目標をもっています。5つのカリキュラム・ポリシーは以下の通りです。

- (1) 哲学・思想文化学コースでは、欧米・インド・中国・日本等の各地域の社会・歴史の中で受け継がれてきた人類の英知に基づいて、現代を思索する人間を育成する。
- (2) 歴史学コースでは、日本をはじめとする世界各国の歴史的な個性とともに、これらの地域・国を世界的関連性のもとで捉え、総合的・多面的に歴史の実証的追究ができる人材を育成する。
- (3) 地理学・考古学・文化財学コースでは、人類が創り上げた遺産を、諸環境要素と有機的に関連付けて、多様な地表圏文化を学際的・総合的に把握することができる人材を育成する。
- (4) 日本・中国文学語学コースでは、日中双方の言語・文芸の特色を比較検討して相互の影響関係の様相を探求し、また両者を総体として大きな視座で捉えなおすことができる人材を育成する。
- (5) 欧米文学語学・言語学コースでは、21世紀に相応しい文化多元主義の観点から、英米文学語学・ドイツ文学語学・フランス文学語学・諸言語を研究し、国際性豊かな人材を育成する。

以上、文学部は、人文科学の分野における幅広い基礎学力と専門知識を有し、鋭い感性と客観的視点に基づいて現代社会を的確に見据え、その発展に貢献できる人間性豊かな個性の人材を養成することを目的とし、この目的を達成すべく教育課程を編成し、実施します。

# 学期区分・授業時間

## 学 期 区 分

期	区 分	期 間
前 期	春 季 休 業	4 月 1 日 ~ 4 月 7 日
	授 業	4 月 8 日 ~ 8 月 10 日
	夏 季 休 業	8 月 11 日 ~ 9 月 30 日
後 期	授 業	10 月 1 日 ~ 12 月 25 日
	創 立 記 念 日	11 月 5 日
	冬 季 休 業	12 月 26 日 ~ 1 月 5 日
	授 業	1 月 6 日 ~ 2 月 15 日
	学 年 末 休 業	2 月 16 日 ~ 3 月 31 日

(注)授業期間と実際の学年暦(授業スケジュール)は異なることがあります。

## 授 業 時 間

時 限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
時 刻	8:45	9:30	10:30	11:15	12:50	13:35	14:35	15:20	16:20	17:05
	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪
	9:30	10:15	11:15	12:00	13:35	14:20	15:20	16:05	17:05	17:50

## 平成27年度 学年暦(授業スケジュール)

前 期							後 期								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
平成27年			1	2	3	4					1	2	3		
4月	5	6	7	8	9	10	11	10月	4	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17	18		11	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24	25		18	19	20	21	22	23	24
	26	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31
						1	2		1	2	3	4	5	6	7
5月	3	4	5	6	7	8	9	11月	8	9	10	11	12	13	14
	10	11	12	13	14	15	16		15	16	17	18	19	20	21
	17	18	19	20	21	22	23		22	23	24	25	26	27	28
	24	25	26	27	28	29	30		29	30					
	31														
6月		1	2	3	4	5	6	12月	6	7	8	9	10	11	12
	7	8	9	10	11	12	13		13	14	15	16	17	18	19
	14	15	16	17	18	19	20		20	21	22	23	24	25	26
	21	22	23	24	25	26	27		27	28	29	30	31		
	28	29	30						平成28年					1	2
7月			1	2	3	4	1月	3	4	5	6	7	8	9	
	5	6	7	8	9	10		11	10	11	12	13	14	15	16
	12	13	14	15	16	17		18	17	18	19	20	21	22	23
	19	20	21	22	23	24		25	24	25	26	27	28	29	30
	26	27	28	29	30	31			31						
8月						1	2月		1	2	3	4	5	6	
	2	3	4	5	6	7		8	7	8	9	10	11	12	13
	9	10	11	12	13	14		15	14	15	16	17	18	19	20
	16	17	18	19	20	21		22	21	22	23	24	25	26	27
	23	24	25	26	27	28		29	28	29					
30	31						3月			1	2	3	4	5	
		1	2	3	4	5		6	7	8	9	10	11	12	
6	7	8	9	10	11	12		13	14	15	16	17	18	19	
13	14	15	16	17	18	19		20	21	22	23	24	25	26	
20	21	22	23	24	25	26		27	28	29	30	31			
27	28	29	30												

振替授業日
  授業予備日
  休業期間

第1ターム(4/8~6/10) 第2ターム(6/11~8/11) 第3ターム(10/1~12/2) 第4ターム(12/3~2/15)

※本年度の振替授業日

【第1ターム】5月28日(木)は、火曜日の授業を行います。 【第3ターム】11月19日(木)は、月曜日の授業を行います。  
 5月29日(金)は、水曜日の授業を行います。 11月20日(金)は、火曜日の授業を行います。  
 【第2ターム】7月24日(金)は、月曜日の授業を行います。 【第4ターム】12月24日(木)は、月曜日の授業を行います。

※授業予備日は、気象警報の発令等により休講になった授業の実施に利用します。

# 『学生便覧』について

1. この『学生便覧』は、文学部平成 27 年度入学生を対象とする学部の諸規則，教育課程，履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものである。
2. 平成 27 年度入学生は，卒業するまでこの『学生便覧』に従って履修等を行わなければならないので，大切に扱うこと。
3. 平成 27 年度入学生は，この『学生便覧』と『My もみじ』（広島大学学生情報システム）で閲覧できる「シラバス（講義概要）」を活用して，各自の責任で履修等の計画を立てること。

## 注 意

大学から学生のみなさんへの伝達事項は，「My もみじ」に掲示しますので，一日一度は必ず「My もみじ」にログインして確認するよう心掛けてください。  
ただし，以下のいずれかに該当する場合は，総合科学部，各学部の掲示板にも掲示されます。また，重要な事項につきましても同様に掲示します。

1. 履修登録期間中の掲示
2. 新入生（4月入学）・編入生に対する掲示→4月末日まで
3. 「My もみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

記載事項等で不明な点及び疑問点があれば，この『学生便覧』を持参のうえ，文学部支援室学生支援担当で確認してください。

### 〈身体等に障害のある学生の履修について〉

身体等に障害のある学生は，文学部支援室学生支援担当で履修の仕方について相談してください。

## 【大学への連絡先】

執務時間：8:30～17:15

【文学部支援室 学生支援担当】082-424-6613, 6616

【執務時間外の緊急連絡先】082-424-7210(社会科学部研究科警備員室)

# 専門教育について

# 目 次

1	広島大学文学部・大学院文学研究科沿革	専門 1
2	広島大学文学部・大学院文学研究科組織	専門 5
3	広島大学通則	専門 6
4	広島大学文学部細則	専門 21
	文学部教育課程	専門 26
5	学業に関する評価の取扱いについて	専門 43
6	期末試験等における不正行為の取扱いについて	専門 45
7	気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等における 授業等の取扱いについて	専門 46
8	学生のコース・主専攻プログラム決定について	専門 47
9	コース・プログラムの変更（転コース・プログラム）について	専門 48
10	副専攻プログラムの履修について	専門 49
11	外国人留学生の授業科目履修上の特例について	専門 49
12	教育職員免許状の取得について	専門 50
13	学芸員となる資格の取得について	専門 64
14	広島大学学生交流規則	専門 66
15	外国における語学研修修了生の単位認定について	専門 70
16	AIMS・HU プログラム派遣学生の単位認定について	専門 71
17	放送大学との単位互換について	専門 72
18	早期卒業について	専門 72
19	広島大学長期履修の取扱いに関する細則	専門 73
20	文学部の長期履修学生制度について	専門 74
21	フェニックス入学生に対する外国語科目履修上の特別措置について	専門 75
22	広島大学既修得単位等の認定に関する細則	専門 76
23	広島大学転学部の取扱いに関する細則	専門 77
24	広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	専門 78
25	身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置 について（申合せ）	専門 80
26	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	専門 84
27	広島大学学生生活に関する規則	専門 86
28	広島大学学生証取扱細則	専門 88
29	広島大学学生表彰規則	専門 89
30	社会貢献活動に従事したことに係る証明書発行要項	専門 90
31	広島大学ピア・サポート・ルーム規則	専門 91
32	広島大学学生懲戒指針	専門 92
33	広島大学授業料等免除及び猶予規則	専門 98
34	広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	専門 102
35	広島大学研究生規則	専門 107
36	広島大学研究生規則文学部内規	専門 108
37	広島大学外国人研究生規則（関連事項に関する申合せ等）	専門 109
38	広島大学科目等履修生規則	専門 112
39	学部配置図	専門 114
40	文学部・文学研究科教員名簿	専門 118

# 1 広島大学文学部・大学院文学研究科沿革

本学部は、昭和4年4月に創設された広島文理科大学にその源を發し、広島高等師範学校の関連学科の一部をも含めて組織されたものである。

昭和24年5月 国立学校設置法により、広島大学設置

同文学部設置（3学科，13専攻，22講座，3学科目）

（学生入学定員は、哲学科20名，史学科30名，文学科50名，計100名）

哲学科	哲学専攻	哲学第一講座，哲学第二講座
	中国哲学専攻	中国哲学第一講座，中国哲学第二講座
	倫理学専攻	倫理学第一講座，倫理学第二講座
史学科	国史学専攻	国史学第一講座，国史学第二講座
	東洋史学専攻	東洋史学第一講座，東洋史学第二講座
	西洋史学専攻	西洋史学第一講座，西洋史学第二講座
	地理学専攻	地理学第一講座，地理学第二講座
文学科	国語学国文学専攻	国語学国文学第一講座，国語学国文学第二講座， 国語学国文学第三講座
	中国文学専攻	中国文学第一講座，中国文学第二講座
	英語学英文学専攻	英語学英文学第一講座，英語学英文学第二講座， 英語学英文学第三講座
	ドイツ文学専攻	ドイツ文学（学科目）
	フランス文学専攻	フランス文学（学科目）
	言語学専攻	言語学（学科目）

昭和28年4月

広島大学大学院設置

同文学研究科設置（11専攻）

（学生入学定員は，修士課程45名，博士課程24名）

西洋哲学専攻（修士課程・博士課程）

中国哲学専攻（修士課程・博士課程）

倫理学専攻（修士課程・博士課程）

国史学専攻（修士課程・博士課程）

東洋史学専攻（修士課程・博士課程）

西洋史学専攻（修士課程・博士課程）

地理学専攻（修士課程・博士課程）

国語国文学専攻（修士課程・博士課程）

中国文学専攻（修士課程・博士課程）

英文学専攻（修士課程・博士課程）

独文学専攻（修士課程）

- 昭和29年4月 文学部文学科に独語学講座，独文学講座増設（ドイツ文学（学科目）から）
- 昭和30年4月 大学院文学研究科に独文学専攻（博士課程）増設
- 昭和33年4月 文学部文学科に言語学講座増設（言語学（学科目）から）
- 昭和35年4月 大学院文学研究科に言語学専攻（修士課程）増設
- 昭和38年4月 文学部文学科にフランス語学フランス文学講座増設（フランス文学（学科目）から）  
大学院文学研究科に言語学専攻（博士課程）増設

**昭和39年4月** 文学部の講座等を改称

哲学科	西洋哲学専攻	哲学講座，哲学史講座
	中国哲学専攻	中国古代中世思想史講座，中国近世思想史講座
	倫理学専攻	倫理学講座，倫理思想史講座
史学科	国史学専攻	日本古代中世史講座，日本近世史講座
	東洋史学専攻	東洋古代中世史講座，東洋近世史講座
	西洋史学専攻	西洋古代中世史講座，西洋近世最近世史講座
	地理学専攻	人文地理学・地域学講座，自然地理学・地域学講座
文学科	国語学国文学専攻	国語学講座，古代中世国文学講座，近世近代国文学講座
	中国文学専攻	中国語学講座，中国文学講座
	英語学英文学専攻	英語学講座，英文学講座，英米文学語学講座
	独語学独文学専攻	独語学講座，独文学講座
	仏文学専攻	フランス語学フランス文学講座
	言語学専攻	言語学講座

**昭和40年4月**

- 文学部史学科に考古学講座増設，考古学専攻設置
- 文学部文学科独語学講座をドイツ語学講座に，独文学講座をドイツ文学講座に改称
- 大学院文学研究科にフランス文学専攻（修士課程）増設

**昭和40年9月**

- 大学院文学研究科の中国文学専攻を中国語学中国文学専攻に，英文学専攻を英語学英文学専攻に，独文学専攻をドイツ語学ドイツ文学専攻に改称

**昭和41年4月**

- 文学部文学科の中国文学専攻を中国語学中国文学専攻に，仏文学専攻をフランス語学フランス文学専攻に改称
- 文学部の学生定員が150名（哲学科30名，史学科45名，文学科75名）に増員

**昭和42年5月**

- 大学院文学研究科フランス文学専攻（博士課程）増設

**昭和44年4月**

- 大学院文学研究科に考古学専攻（修士課程）増設
- 文学部に総合地誌研究資料室設置

昭和46年4月

文学部史学科の東洋古代中世史講座を中国史講座に，東洋近世史講座をアジア史講座に改称  
大学院文学研究科に考古学専攻(博士課程)増設

昭和47年4月 文学部に内海文化研究室設置

昭和47年5月 文学部哲学科にインド哲学講座増設，インド哲学専攻設置

昭和50年4月 大学院文学研究科(修士課程)は同博士課程前期に，同(博士課程)は同博士課程後期に改称

昭和50年10月 文学部に瀬戸内海言語資料室設置

昭和51年4月 大学院文学研究科の中国哲学専攻を中国哲学・インド哲学専攻に改称

昭和54年4月 文学部に帝釈峡遺跡群発掘調査室設置

昭和60年4月 文学部史学科の日本近世史講座を日本近世近代史講座に改称

昭和61年4月 学内共同教育研究施設として総合地誌研究資料センター開設(文学部総合地誌研究資料室廃止)

文学部に内海文化研究施設設置(内海文化研究室，瀬戸内海言語資料室及び帝釈峡遺跡群発掘調査室を機能的に統括)

昭和62年4月 文学部の学生定員が165名(哲学科33名，史学科50名，文学科82名)に増員

平成4年7月 文学部に角筆資料研究室設置(内海文化研究施設の中に設置)

平成6年3月 東広島市統合移転地に移転を完了

平成9年4月 文学部を次のとおり改組

- ・3学科(哲学・史学・文学)を1学科(人文学)に改組
- ・28小講座を10大講座に改組し，コース制を新設
- ・学生定員を，人文学科155名に減員

免許状の種類	免許教科の種類
中学校教諭一種免許状	国語，社会，英語，ドイツ語，フランス語
高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，英語，ドイツ語，フランス語

平成10年4月 文学部の学生定員が150名に減員

平成13年4月 (新)文学研究科の設置(大学院部局化)1専攻，5教育研究分野(学生入学定員は，博士課程前期64名，博士課程後期32名)に増員

人文学専攻

- 思想文化学分野
- 歴史文化学分野
- 中国文化学分野
- 言語表象文化学分野
- 地表圏システム学分野

文学部の学生定員が140名に減員

平成16年4月 国立大学法人法施行

平成19年4月 文学研究科の教育研究分野「総合文化学」を「比較日本文化学」に改称

- 平成21年4月 文学研究科（教育研究分野）の再編  
人文学専攻 比較日本文化学分野  
思想文化学分野  
歴史文化学分野  
日本・中国文学語学分野  
欧米文学語学・言語学分野  
地表圏システム学分野
- 平成22年4月 文学研究科の教育研究分野「比較日本文化学」を「人間文化学」に改称
- 平成23年4月 高等学校教諭一種・専修免許状「公民」課程認定
- 平成24年4月 「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」が平成23年度文部科学省の「博士課程教育リーディングプログラム（複合領域型・横断的テーマ）」事業に採択
- 平成25年4月 広島大学帝釈峡野外実習施設（文学研究科帝釈峡遺跡群発掘調査室）設置
- 平成26年4月 「たおやかで平和な共生社会創生プログラム」が平成25年度文部科学省の「博士課程教育リーディングプログラム（複合領域型・多文化共生社会）」事業に採択

## 2 広島大学文学部・大学院文学研究科組織

(平成 27. 4. 1 現在)

(1) 学科, コース (主専攻プログラム), 専攻, 教育研究分野等

学 部		大 学 院 (博 士 課 程)	
学 科	コース (主専攻プログラム)	専 攻	教 育 研 究 分 野
人 文	哲学・思想文化学	人 文 学	人間文化学
	歴史学		思想文化学
	地理学・考古学・文化財学		歴史文化学
	日本・中国文学語学		日本・中国文学語学
	欧米文学語学・言語学		欧米文学語学・言語学
	地表圏システム学		

(2) 附属施設

- ・「内海文化研究施設」(昭和 61 年 4 月設置)は、内海文化研究室、瀬戸内海言語資料室、帝釈峡遺跡群発掘調査室及び角筆資料研究室を機能的に統括している。
- ・「帝釈峡野外実習施設」(平成 25 年 4 月設置)は、帝釈峡遺跡群発掘調査室が行う考古学実習・調査など地域における学術的な連携を行う。

(3) 教職員数

教 授	准教授	助 教	特任准教授	計	教育研究 推進員	教育研究 補助職員	事務職員
39	18	3	1	61	1	6	18

(4) 学生定員

学 部			大 学 院			
学 科	定 員			専 攻	博士課程 前 期	博士課程 後 期
	一般選抜	AO入試	計			
人 文	115	25	140	人文学	64	32

※ 編入学 (第 3 年次) 定員 10 名

# 3 広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 入学(第 10 条—第 18 条)
- 第 3 章 教育課程(第 19 条—第 27 条)
- 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条—第 31 条)
- 第 5 章 休学及び退学(第 32 条—第 35 条)
- 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条—第 38 条)
- 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条—第 43 条)
- 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条—第 46 条)
- 第 9 章 授業料(第 47 条—第 51 条)
- 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条—第 54 条)
- 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)

附則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系)
	第二類(科学文化教育系)
	第三類(言語文化教育系)
	第四類(生涯活動教育系)
	第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理科学科
	化学科
	生物科学科

	地球惑星システム学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 春季休業 4月1日から4月7日まで
  - (4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで
  - (5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

## 第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあっては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあっては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)とする。

3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあっては18,000円)とする。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出た者

(3) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願ひ出た者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願ひ出た者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。

3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学金282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。

(入学金の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学金の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学金の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則、専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

- 2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

- 2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程

を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 休学及び退学

##### (休学)

- 第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究所医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
  - 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
  - 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
  - 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
  - 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

##### (退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

#### 第6章 転学部、転学科及び転学

##### (転学部)

第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 38 条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

## 第 7 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を著しく乱した者

(5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの

(2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

## 第8章 卒業及び学位の授与

### (卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位以上、薬学部薬学科にあつては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては128単位、薬学部薬学科にあつては126単位)以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

### (早期卒業)

第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

### (卒業証書及び学位の授与)

第46条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 授業料

### (授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前 2 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
  - (1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
  - (2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第 2 項に定める各期の納付期日
  - (3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
  - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第 1 項に定める授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第 1 項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第 1 項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第 49 条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第 50 条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第 51 条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9 月 30 日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第 52 条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980
法学部	法学科	140	10	580
	昼間コース 夜間主コース	40	10	180
	計	180	20	760
経済学部	経済学科	150	10	620
	昼間コース 夜間主コース	60	10	260
	計	210	20	880
理学部	数学科	47	10	188
	物理科学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478

薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械システム工学系)	105	10	420
	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115		460
	第四類(建設・環境系)	135		540
	計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
総計		2,343	80	9,924

## 4 広島大学文学部細則

(平成16年4月1日制定)

広島大学文学部細則

(総則)

第1条 広島大学文学部(以下「本学部」という。)における教育課程、履修方法、単位の授与及び教育課程修了の認定等については、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号以下「通則」という。)、広島大学教育プログラム規則(平成18年2月14日規則第5号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成23年2月15日規則第3号)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、人文科学の分野における幅広い基礎学力と専門知識を有し、鋭い感性と客観的視点に基づいて現代社会を的確に見据え、その発展に貢献できる人間性豊かな個性的人材を養成することを目的とする。

(学科及びコース)

第3条 本学部に、次の学科、コースを置く。

学 科	コ ー ス
人 文 学 科	哲学・思想文化学
	歴史学
	地理学・考古学・文化財学
	日本・中国文学語学
	欧米文学語学・言語学

(教育課程)

第4条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な主専攻プログラムとして、教養教育科目及び専門教育科目により体系的に編成する。

2 前項の主専攻プログラムは、次のとおりとする。

コ ー ス	プ ロ グ ラ ム
哲学・思想文化学	哲学・思想文化学
歴史学	歴史学
地理学・考古学・文化財学	地理学・考古学・文化財学
日本・中国文学語学	日本・中国文学語学
欧米文学語学・言語学	欧米文学語学・言語学

3 第1項の教育課程は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第5条 各学期に開講する授業科目及び授業担当教員名等は、その学期の始めに発表する。

2 学生が履修できる授業科目は、その学期又は下年次に配当されたものとする。

第 6 条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

3 他の学部の学生は、本学部の授業科目を履修しようとするときは、第 1 項に規定する手続を行わなければならない。

(主専攻プログラムの登録)

第 7 条 学生は、第 4 条第 2 項に規定する主専攻プログラムのうちから一つを選択し、登録するものとする。

2 前項の登録の時期は、第 1 年次終了時とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、他の学部の主専攻プログラムを選択し、登録しようとする者は、広島大学転学部の取扱いに関する細則（平成 16 年 4 月 1 日副学長（教育・学生担当）決裁）の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

4 主専攻プログラムの登録に関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第 8 条 学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、24 単位とする。ただし、集中講義、教職に関する科目及びインターンシップの授業科目を除く。

2 前項の規定に関わらず、各学期末（第 1 年次前期末を除く。）において 10 科目以上履修し、その履修科目の 8 割以上において、授業科目の成績の評価が秀又は優の者を成績優秀者と認定し、その者には次学期に前項に定める単位数の上限を超えて 36 単位まで登録を認めるものとする。

(第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第 9 条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則（平成 16 年 4 月 1 日副学長（教育・学生担当）決裁）第 2 条第 1 項の規定に基づき定める第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は 60 単位とする。

2 前項の規定に関わらず、広島大学での既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、広島大学文学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学部長が認めることができる。

3 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した年度の 6 月 30 日までに学部長に申請しなければならない。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 10 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けた者が、日本語科目及び日本事情に関する科目に属する授業科目を履修して、単位を修得した場合には、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

2 長期履修の期間の最長年限は、8年とする。

(教育課程の修了)

第12条 教育課程の修了は、別表に規定する単位を修得することによる。

(単位数の計算の基準)

第13条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験及び実習は、45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(試験)

第14条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

(科目試験)

第15条 科目試験は、原則として、授業実施時間数の5分の4以上出席しなければ受験することができない。

2 科目試験は、原則として、当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。

3 科目試験の実施日時及び方法は、授業担当教員が定める。

4 試験当日病気等やむを得ない事由により受験することができない場合に限り、追試験を行うことがある。

(授業科目の成績評価)

第16条 学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は、次の算式で求める平均評価点(GPA: Grade Point Average)によって行う。

$$\text{平均評価点} = \left( (\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1) \right) / (\text{総登録単位数} \times 4) \times 100$$

(到達度の評価)

第17条 通則第19条の5に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

2 前項の到達度の評価は、別に定める教育プログラムの学修の成果の評価項目と評価基準に基づき、「極めて優秀」、「優秀」及び「良好」の3段階で行う。

(教員免許)

第 18 条 学生は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類に応じ、教育職員の普通免許状の授与の所要資格を取得することができる。

免許状の種類	免許教科の種類
中学校教諭一種免許状	国語，社会，英語，ドイツ語，フランス語
高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，英語，ドイツ語，フランス語

2 前項の授業科目及び単位の修得方法等については、別に定める。

（副専攻プログラムの履修）

第 19 条 広島大学副専攻プログラム履修細則（平成 18 年 3 月 14 日副学長（教育・研究担当）決裁）別表第 1 に掲げる副専攻プログラムを履修することができる者は、別に定める。

（登録プログラムの変更）

第 20 条 学生は、本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の変更願を学部長に提出し、教授会の議を経て、その許可を得なければならない。提出の時期は、第 2 年次以降の各学期末とする。

2 前項の場合において、他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部の取扱いに関する細則（平成 16 年 4 月 1 日副学長（教育・学生担当）決裁）の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

（論文試験）

第 21 条 論文試験は、卒業を予定される学期に行う。

2 論文試験は、所定の科目試験に合格する見込のある者に対して行う。

3 論文試験を受けようとする者は、あらかじめ指導教員を定め、指導教員の承認を得た上、卒業論文題目及び卒業論文を、次の提出期限（提出期限の日が休日のときは、翌日とする。以下この項において同じ。）までに、提出しなければならない。

卒業論文題目 10 月 31 日（学年中途卒業予定者にあつては、5 月 31 日）

卒業論文 1 月 31 日（学年中途卒業予定者にあつては、7 月 31 日）

4 卒業論文を提出期限までに提出しなかった者は、次の提出期限までに改めて卒業論文題目を提出しなければならない。

5 特別の事由により提出期限までに卒業論文題目又は卒業論文を提出できない場合は、指導教員の承認を得て、教授会が認めたときは、学部長が提出を許可することがある。

6 届け出た卒業論文題目を変更しようとするときは、指導教員の承認を得て、卒業論文提出期限の 1 月前までに、学部長に届け出なければならない。

7 論文試験の成績の判定は、指導教員並びに関係分野の教授、准教授及び講師により、通則第 19 条の 5 に準じて行う。

8 論文試験には、口述試験を併せて行うことがある。

(卒業の要件)

第 22 条 本学部の卒業の認定は、本学部に 4 年以上在学し、かつ、別表に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

(早期卒業の要件)

第 23 条 本学部の早期卒業の要件は、本学部に 3 年以上在学した学生が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、別に定める要件を満たしていることとする。

(学士入学及び再入学)

第 24 条 通則第 14 条の規定により、本学部に入学を志願した者に対する選考方法については、教授会の議を経て定める。

- 2 学士入学及び再入学は、原則として欠員がある場合に限る。
- 3 再入学を志願することができる者は、退学後 3 年以内とする。
- 4 学士入学又は再入学を志願する者は、入学しようとする年度の前年度の 2 月末日までに入学願書及び別に指定する書類に検定料を添えて提出しなければならない。
- 5 学士入学を許可された者は、第 3 年次に入学するものとする。
- 6 学士入学を許可された者の履修すべき授業科目は、別表のうちプログラムが指定する授業科目とする。

(編入学)

第 25 条 編入学については、広島大学編入学規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 5 号）の定めるところによる。

(雑則)

第 26 条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

- 1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学文学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（細則第4条第3項関係）

文学部教育課程

卒業要件単位数 124単位（教養教育科目46単位，専門教育科目78単位）

教養教育科目

全プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目	単位数	履修指定	履修セメスター (注1)								
							1年次		2年次						
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ					
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ		2	教養ゼミ	2	必修	○							
		平和科目		2		2	選択必修	○	○						
		パッケージ別科目		6	選択したパッケージから	2	選択必修	○	○						
	共通科目	外国語科目	英語を主として履修するもの(注4)	英語	コミュニケーション基礎(注2)	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ	1 1	自由選択	○		○			
					コミュニケーションⅠ(注3)	4	コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB	1 1	選択必修	○					
				コミュニケーションⅡ(注3)	コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB		1 1			○					
				上記4科目のうちから2科目以上(注3)											
				コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA コミュニケーションⅢB コミュニケーションⅢC	1 1 1	選択必修				○	○		
			上記3科目から2科目												
			初修外国語(ドイツ語, フランス語, スペイン語, ロシア語, 中国語, 韓国語, アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目 ベーシック外国語Ⅱから2科目	1	選択必修	○				○			
			英語以外を主として履修するもの	初修外国語(ドイツ語, フランス語, スペイン語, 中国語, 韓国語のうちから1言語選択)			6	ベーシック外国語Ⅰから2科目 ベーシック外国語Ⅱから2科目 領域科目内のインテンシブ外国語Ⅰ・Ⅱから2科目(注5)	1	選択必修	○			○	
					英語	コミュニケーション基礎(注2)	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ	1 1	自由選択	○			○	
				コミュニケーションⅠ(注3)		4	コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB	1 1	選択必修	○					
		コミュニケーションⅡ(注3)		コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB			1 1			○					
		上記4科目のうちから2科目以上(注3)													
		コミュニケーションⅢ(注5)		(0)	コミュニケーションⅢA コミュニケーションⅢB コミュニケーションⅢC	1 1 1	自由選択				○	○			
		情報科目		2	情報活用演習	2	必修	○							
		領域科目		22	(注6)	1又は2	選択必修	○	○	○	○				
		健康スポーツ科目		2		1又は2	選択必修	○	○	○	○				
		基盤科目		(0)	(注2)	1~3	自由選択	○	○	○	○				
計		46													

※ 外国語科目の選択において、いずれの言語を主とするかは学生の意思に委ねる。

注1 : ○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合は、これ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

英語の履修については、上記の他、外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細は、「外国語技能検定試験等による単位認定の取り扱いについて」(p. 教養40, 41)を参照すること。

注2 : コミュニケーション基礎，基盤科目を履修した場合は，領域科目を履修したものとみなす。

注3 : 時間割編成の都合上，1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」，2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4 : 英語を主として履修するもので，初修外国語をさらに深く学びたいものは，領域科目の中のインテンシブ・ドイツ語，インテンシブ・フランス語，インテンシブ・スペイン語，インテンシブ中国語，インテンシブ韓国語を選択履修すること。

注5 : 英語以外を主として履修するものが，コミュニケーションⅢを履修した場合，領域科目として履修したものとみなす。また，インテンシブ外国語を4単位履修した場合，2単位は初修外国語に，2単位は領域科目にカウントする。

注6 : 教育職員免許状を取得する場合は，領域科目内の「日本国憲法」2単位を修得すること。(p. 専門49参照)

専門教育科目

哲学・思想文化学プログラム

区分	授業科目	開設期	単位	履修区分	備考
専門基礎科目 24単位	入門科目 (16分野の入門科目の中から)	2	2	選択必修	超過分の単位は、4単位まで自由選択科目の単位とすることができる。
	英語	3・4	4	選択必修	文学部提供教育プログラム共通科目群のもの。  各人の志望する分野に合わせて選択履修することが望ましい。
	人文学概説				
	哲学史基礎演習（ギリシア語）				
	哲学史基礎演習（ラテン語）				
	倫理学基礎演習（ドイツ語）				
	サンスクリット語入門				
	漢文基礎				
自由選択科目	1-8	18	選択必修	文学部・他学部の専門教育科目及びセンター等開設科目から選択すること。（注）	
専門科目 42単位	専門概説 [西洋哲学分野] [インド哲学・仏教学分野] [倫理学分野] [中国思想文化学分野] の概説・研究法	3-6	42	選択必修	各人の志望する分野の専門科目を26単位以上履修すること。
	専門演習 [西洋哲学分野] [インド哲学・仏教学分野] [倫理学分野] [中国思想文化学分野] の基礎演習，発展演習，特別演習の科目	3-8			
卒業論文科目 12単位	卒業論文指導A，B	7・8	4	必修	
	卒業論文	8	8	必修	
合計			78		

(注) 教育学部等で開設する教職に関する専門科目は、自由選択科目に算入できる。

専門教育科目

歴史学プログラム

区分	授業科目	開設期	単位	履修区分	備考
専門基礎科目 24単位	入門科目 (16分野の入門科目の中から)	2	2	選択必修	超過分の単位は、4単位まで自由選択科目の単位とすることができる。
	英語	3・4	2	必修	文学部提供教育プログラム共通科目群のもの。
	人文学概説	3-8	6	選択必修	
	地理学・考古学・文化財学プログラムの概説・研究法の科目				
自由選択科目	1-8	14	選択必修	文学部・他学部の専門教育科目及びセンター等開設科目から選択すること。(注)	
専門科目 42単位	専門講義 [日本史学分野] [東洋史学分野] [西洋史学分野] の概説・研究法の科目	3-6	42	選択必修	各人の志望する分野の専門科目を26単位以上履修すること。
	専門実習・専門演習 [日本史学分野] の実習，基礎演習，発展演習の科目 [東洋史学分野] [西洋史学分野] の基礎演習，発展演習の科目	3-8			
卒業論文科目 12単位	卒業論文指導A，B	7・8	4	必修	
	卒業論文	8	8	必修	
合計			78		

(注) 教育学部等で開設する教職に関する専門科目は、自由選択科目に算入できる。

専門教育科目

地理学・考古学・文化財学プログラム

区分	授業科目	開設期	単位	履修区分	備 考
専門基礎科目 24単位	入門科目 (16分野の入門科目の中から)	2	2	選択必修	超過分の単位は、4単位まで自由選択科目の単位とすることができる。
	英語	3・4	2	必修	文学部提供教育プログラム 共通科目群のもの。
	人文学概説	3・4	20	選択必修	
	自由選択科目	1-8			文学部・他学部の専門教育科目及びセンター等開設科目から選択すること。 (注)
専門科目 42単位	専門講義 [地理学分野] [考古学分野] [文化財学分野] の概説・研究法の科目	3-6	22	選択必修	各人の志望する分野の専門科目を32単位以上履修すること。
	専門実習・専門演習 [地理学分野] [考古学分野] [文化財学分野] の実習実験，基礎演習，発展演習，特別演習の科目	3-8	20	選択必修	
卒業論文 科目 12単位	卒業論文指導 A, B	7・8	4	必修	
	卒業論文	8	8	必修	
合計			78		

(注) 教育学部等で開設する教職に関する専門科目は、自由選択科目に算入できる。

専門教育科目

日本・中国文学語学プログラム

区分	授業科目	開設期	単位	履修区分	備考
専門基礎科目 24単位	入門科目 (16分野の入門科目の中から)	2	2	選択必修	超過分の単位は、4単位まで自由選択科目の単位とすることができる。
	英語	3・4	10	選択必修	文学部提供教育プログラム 共通科目群のもの。  各人の志望する分野に合わせて選択履修すること。
	人文学概説				
	比較文化A, B, C				
	[日本文学語学分野]				
	欧米文学語学・言語学プログラムの概説・研究法の科目				
	[中国文学語学分野]				
	現代中国語演習A, B				
	中国語会話演習I, II (総科)				
	中国語聴取法演習I, II (総科)				
	欧米文学語学・言語学プログラムの概説・研究法の科目				
自由選択科目	1-8	12	選択必修	文学部・他学部の専門教育科目及びセンター等開設科目から選択すること。 (注)	
専門科目 42単位	専門概説 [日本文学語学分野] [中国文学語学分野] の概説・研究法の科目	3-6	42	選択必修	各人の志望する分野の専門科目を26単位以上履修すること。
	専門演習 [日本文学語学分野] [中国文学語学分野] の基礎演習, 発展演習, 特別演習の科目	3-8			
卒業論文 科目 12単位	卒業論文指導A, B	7・8	4	必修	
	卒業論文	8	8	必修	
合計			78		

(注) 教育学部等で開設する教職に関する専門科目は、自由選択科目に算入できる。

専門教育科目

欧米文学語学・言語学プログラム

区分	授業科目	開設期	単位	履修区分	備考
専門基礎科目 24単位	入門科目 (16分野の入門科目の中から)	2	2	選択必修	超過分の単位は、4単位まで自由選択科目の単位とすることができる。
	人文学概説	2-8	10	選択必修	文学部提供教育プログラム 共通科目群のもの。
	外国語科目 (英語など)				
	比較文化A, B, C				
	日本・中国文学語学プログラムの概説・研究法の科目				
	ドイツ語中級会話演習I, II				
	ドイツ語中級総合演習IB, IIB				
	フランス語中級総合演習IA, IIA				
	フランス語中級会話演習I, II				
	フランス語中級総合演習IB, IIB				
	自由選択科目				
専門科目 42単位	専門講義 [英米文学語学分野] [ドイツ文学語学分野] [フランス文学語学分野] [言語学分野] の概説・研究法の科目	3-8	42	選択必修	各人の志望する分野の専門科目を26単位以上履修すること。
	専門演習 [英米文学語学分野] [ドイツ文学語学分野] [フランス文学語学分野] [言語学分野] の基礎演習, 発展演習の科目	3-8			
卒業論文科目 12単位	卒業論文指導 A, B	7・8	4	必修	
	卒業論文	8	8	必修	
合計			78		

(注) 教育学部等で開設する教職に関する専門科目は、自由選択科目に算入できる。

専門教育科目

哲学・思想文化学プログラム

免許教科

分野	区	分	科目コード	授業科目	学期単位	開設単位	配当年次	授業形態	○包括的科目	
西洋哲学	専門基礎科目	入門科目	BA0010	西洋哲学入門	2	2	1	講義	社会・公民	
		基礎科目	BA0020	哲学史基礎演習(ギリシア語)	2	2	2	演習	社会・公民	
			BA0030	哲学史基礎演習(ラテン語)	2	2	2	演習	社会・公民	
			BC0020	倫理学基礎演習(ドイツ語)	2	2	2	演習		
	専門科目	専門概説	概説・研究法	BA2000	西洋古代哲学史	2	2	2	講義	社会・公民
				BA2010	西洋中世哲学史	2	2	2	講義	社会・公民
				BA2020	西洋近世哲学史	2	2	2	講義	社会・公民
				BA2030	哲学概論 I	2	2	2	講義	○社会・公民
				BA2040	哲学概論 II	2	2	2	講義	○社会・公民
				BA2051	西洋古代中世哲学研究	2	2	2	講義	社会・公民
				BA2070	西洋近現代哲学研究 A	2	2	2	講義	社会・公民
				BA2080	西洋近現代哲学研究 B	2	2	3	講義	社会・公民
				BA2090	論理学	2	2	2	講義	社会・公民
		BA2100	科学哲学・科学思想史	2	2	2	講義	社会・公民		
		専門演習	基礎演習	BA4000	古代哲学史基礎演習	2	2	2	演習	社会・公民
				BA4010	中世哲学史基礎演習	2	2	2	演習	社会・公民
				BA4020	近世哲学基礎演習	2	2	2	演習	社会・公民
			発展演習	BA5001	西洋古代中世哲学演習 I	2	2	3	演習	社会・公民
				BA5011	西洋古代中世哲学演習 II	2	2	3	演習	社会・公民
				BA5040	西洋近世哲学演習 A	2	2	2	演習	社会・公民
				BA5050	西洋近世哲学演習 B	2	2	3	演習	社会・公民
				BA5060	西洋近世哲学演習 C	2	2	3	演習	社会・公民
				BA5070	西洋近世哲学演習 D	2	2	4	演習	社会・公民
				BA5080	西洋近現代哲学演習 A	2	2	2	演習	社会・公民
			BA5090	西洋近現代哲学演習 B	2	2	3	演習	社会・公民	
			特別演習	BA6000	西洋哲学特別演習 A	2	2	3	演習	
				BA6010	西洋哲学特別演習 B	2	2	3	演習	
				BA6020	西洋哲学特別演習 C	2	2	4	演習	
				BA6030	西洋哲学特別演習 D	2	2	4	演習	
				BA6040	西洋近現代哲学特別演習 A	2	2	3	演習	
				BA6050	西洋近現代哲学特別演習 B	2	2	3	演習	
	BA6060			西洋近現代哲学特別演習 C	2	2	4	演習		
	BA6070	西洋近現代哲学特別演習 D		2	2	4	演習			
インド哲学・仏教学	専門基礎科目	入門科目	BB0010	インド哲学・仏教学入門	2	2	1	講義	社会・公民	
		基礎科目	BB0020	サンスクリット語入門	2	2	2	演習	社会・公民	
	専門科目	専門概説	概説・研究法	BB2000	インド哲学概説	2	2	2	講義	社会・公民
				BB2010	仏教学概説	2	2	2	講義	○社会・公民
		基礎演習	BB4000	サンスクリット語基礎演習	2	2	2	演習	社会・公民	
			BB4010	インド哲学・仏教学基礎演習 A	2	2	2	演習	社会・公民	
			BB4020	インド哲学・仏教学基礎演習 B	2	2	2	演習	社会・公民	
			発展演習	BB5000	インド哲学・仏教学演習 A	2	2	3	演習	社会・公民
				BB5010	インド哲学・仏教学演習 B	2	2	3	演習	社会・公民
				BB5020	インド哲学・仏教学演習 C	2	2	4	演習	社会・公民
				BB5030	インド哲学・仏教学演習 D	2	2	4	演習	社会・公民
				BB5040	インド思想基礎文献演習 A	2	2	3	演習	社会・公民
				BB5050	インド思想基礎文献演習 B	2	2	3	演習	社会・公民
				BB5060	仏教思想基礎文献演習 A	2	2	3	演習	社会・公民
				BB5070	仏教思想基礎文献演習 B	2	2	3	演習	社会・公民
				BB5080	インド思想文献演習 A	2	2	3	演習	社会・公民
				BB5090	インド思想文献演習 B	2	2	3	演習	社会・公民
		BB5100		インド思想文献演習 C	2	2	4	演習	社会・公民	
		BB5110		インド思想文献演習 D	2	2	4	演習	社会・公民	
		BB5120	仏教思想文献演習 A	2	2	3	演習	社会・公民		
		BB5130	仏教思想文献演習 B	2	2	3	演習	社会・公民		
		BB5140	仏教思想文献演習 C	2	2	4	演習	社会・公民		
		BB5150	仏教思想文献演習 D	2	2	4	演習	社会・公民		
		特別演習	BB6000	インド哲学・仏教学特別演習 A	2	2	3	演習		
			BB6010	インド哲学・仏教学特別演習 B	2	2	3	演習		
			BB6020	インド哲学・仏教学特別演習 C	2	2	4	演習		
			BB6030	インド哲学・仏教学特別演習 D	2	2	4	演習		

専門教育科目

哲学・思想文化学プログラム

免許教科

分野	区分		科目コード	授業科目	学期単位	開設単位	配当年次	授業形態	○包括的科目
倫理学	専門基礎科目		入門科目	BC0010 倫理学入門	2	2	1	講義	社会・公民
			基礎科目	BC0020 倫理学基礎演習(ドイツ語)	2	2	2	演習	
	専門科目	専門概説	概説・研究法	BC2000 生命倫理	2	2	2	講義	社会・公民
				BC2011 倫理思想史概説	2	2	2	講義	○社会・公民
				BC2021 倫理思想史特講	2	2	2	講義	社会・公民
				BC2031 倫理学概論	2	2	2	講義	○社会・公民
				BC2041 倫理学特講	2	2	2	講義	社会・公民
		専門演習	基礎演習	BC4020 倫理思想史基礎演習A	2	2	2	演習	社会・公民
				BC4030 倫理思想史基礎演習B	2	2	2	演習	社会・公民
				BC4040 倫理思想史基礎演習C	2	2	3	演習	社会・公民
				BC4050 倫理思想史基礎演習D	2	2	3	演習	社会・公民
			発展演習	BC5040 応用倫理学演習A	2	2	3	演習	社会・公民
				BC5050 応用倫理学演習B	2	2	3	演習	社会・公民
				BC5060 応用倫理学演習C	2	2	4	演習	社会・公民
	特別演習	BC5070 応用倫理学演習D	2	2	4	演習	社会・公民		
		BC6000 倫理学特別演習A	2	2	3	演習			
		BC6010 倫理学特別演習B	2	2	3	演習			
		BC6020 倫理学特別演習C	2	2	4	演習			
			BC6030 倫理学特別演習D	2	2	4	演習		
中国思想文化学	専門基礎科目		入門科目	BD0010 中国思想文化学入門	2	2	1	講義	
			基礎科目	BD0020 漢文基礎	2	2	2	演習	○国語
	専門科目	専門概説	概説・研究法	BD2000 中国思想史概説	2	2	2	講義	社会・公民
				BD2010 中国化学概説	2	2	2	講義	
				BD2030 中国学術思想史	2	2	3	講義	社会・公民
		専門演習	基礎演習	BD4010 諸子学文献A	2	2	2	演習	国語
				BD4020 諸子学文献B	2	2	2	演習	国語
			発展演習	BD5000 中国古代中世思想文献演習A	2	2	3	演習	国語
				BD5010 中国古代中世思想文献演習B	2	2	3	演習	国語
				BD5020 中国古代中世思想文献演習C	2	2	4	演習	国語
				BD5030 中国古代中世思想文献演習D	2	2	4	演習	国語
				BD5080 中国近世思想文献演習A	2	2	3	演習	国語
				BD5090 中国近世思想文献演習B	2	2	3	演習	国語
				BD5100 中国近世思想文献演習C	2	2	4	演習	国語
				BD5110 中国近世思想文献演習D	2	2	4	演習	国語
				BD5120 中国哲学思想文献演習A	2	2	2	演習	社会・公民
				BD5130 中国哲学思想文献演習B	2	2	3	演習	社会・公民
				BD5140 中国哲学思想文献演習C	2	2	3	演習	社会・公民
				BD5150 中国哲学思想文献演習D	2	2	4	演習	社会・公民
	特別演習	BD6000 中国思想文化学特別演習A	2	2	3	演習			
		BD6010 中国思想文化学特別演習B	2	2	3	演習			
		BD6020 中国思想文化学特別演習C	2	2	4	演習			
BD6030 中国思想文化学特別演習D		2	2	4	演習				
共通	卒業論文科目		BX1100 卒業論文指導A	2	2	4	演習		
			BX1200 卒業論文指導B	2	2	4	演習		
			BX1500 卒業論文	8	8	4	演習		

専門教育科目

歴史学プログラム

免許教科

分野	区分		科目コード	授業科目	学期単位	開設単位	配当年次	授業形態	○包括の科目	
日本史学	専門基礎科目	入門科目	BE0010	日本史学入門	2	2	1	講義		
	専門科目	専門講義	概説・研究法	BE2000	日本古代研究A	2	2	2	講義	社会・地歴
				BE2010	日本古代研究B	2	2	2	講義	社会・地歴
				BE2020	日本古代研究C	2	2	3	講義	社会・地歴
				BE2030	日本古代研究D	2	2	3	講義	社会・地歴
				BE2040	日本中世研究A	2	2	2	講義	社会・地歴
				BE2050	日本中世研究B	2	2	2	講義	社会・地歴
				BE2060	日本中世研究C	2	2	3	講義	社会・地歴
				BE2070	日本中世研究D	2	2	3	講義	社会・地歴
				BE2080	日本近世研究A	2	2	2	講義	社会・地歴
				BE2090	日本近世研究B	2	2	2	講義	社会・地歴
				BE2100	日本近世研究C	2	2	3	講義	社会・地歴
				BE2110	日本近世研究D	2	2	3	講義	社会・地歴
				BE2120	日本近代研究A	2	2	2	講義	社会・地歴
				BE2130	日本近代研究B	2	2	2	講義	社会・地歴
				BE2140	日本近代研究C	2	2	3	講義	社会・地歴
				BE2150	日本近代研究D	2	2	3	講義	社会・地歴
				BE2160	日本文化システム史論A	2	2	2	講義	○社会・地歴
				BE2170	日本文化システム史論B	2	2	3	講義	○社会・地歴
	BE2180	日本社会システム史論A	2	2	2	講義	○社会・地歴			
	BE2190	日本社会システム史論B	2	2	3	講義	○社会・地歴			
	専門演習	実習	BE3000	日本史実習A	1	1	2	実習		
			BE3010	日本史実習B	1	1	3	実習		
		基礎演習	BE4000	古記録古典籍演習A	2	2	2	演習		
			BE4010	地域文化財演習A	2	2	3	演習		
			BE4020	文字資料解析学A	2	2	2	演習		
		発展演習	BE4030	地域史特別演習A	2	2	3	演習		
			BE5000	古記録古典籍演習B	2	2	2	演習		
			BE5010	地域文化財演習B	2	2	3	演習		
			BE5020	文字資料解析学B	2	2	2	演習		
BE5030	地域史特別演習B	2	2	3	演習					
東洋史学	専門基礎科目	入門科目	BF0010	東洋史学入門	2	2	1	講義		
	専門科目	専門講義	概説・研究法	BF2000	東アジア地域システム研究A	2	2	2	講義	社会・地歴
				BF2010	東アジア地域システム研究B	2	2	2	講義	社会・地歴
				BF2040	アジア海域システム研究A(東洋史)	2	2	2	講義	○社会・地歴
				BF2050	アジア海域システム研究B(東洋史)	2	2	2	講義	○社会・地歴
				BF2060	東南アジア地域システム研究A	2	2	2	講義	社会・地歴
				BF2070	東南アジア地域システム研究B	2	2	2	講義	社会・地歴
				BF2080	中国経済史研究A	2	2	2	講義	社会・地歴
				BF2090	中国経済史研究B	2	2	2	講義	社会・地歴
				BF2100	中国社会史研究A	2	2	2	講義	
				BF2110	中国社会史研究B	2	2	2	講義	
				BF2120	中国政治史研究A	2	2	2	講義	社会・公民
				BF2130	中国政治史研究B	2	2	2	講義	社会・公民
				BF2140	アジア社会史研究A	2	2	2	講義	社会・地歴
				BF2150	アジア社会史研究B	2	2	2	講義	社会・地歴
	専門演習	基礎演習	BF4000	中国新聞情報解析学A	2	2	2	演習		
			BF4010	中国新聞情報解析学B	2	2	2	演習		
			BF4021	中国経済史史料解析学A	2	2	2	演習		
			BF4031	中国経済史史料解析学B	2	2	2	演習		
			BF4040	中国社会史文書解析学A	2	2	2	演習		
			BF4050	中国社会史文書解析学B	2	2	2	演習		
BF4060			中国政治史文書解析学A	2	2	2	演習			

専門教育科目

分野	区	分	科目コード	授業科目	学期単位	開設単位	歴史学プログラム		免許教科		
							配当年次	授業形態			
東洋史学	専	専門	基礎演習	BF4070	中国政治史文書解析学B	2	2	2	演習		
				BF4080	アジア文化史文書解析学A	2	2	2	演習		
				BF4090	アジア文化史文書解析学B	2	2	2	演習		
				BF4100	アジア社会史文書解析学A	2	2	2	演習		
				BF4110	アジア社会史文書解析学B	2	2	2	演習		
				BF4120	東南アジア政治史文書解析学A	2	2	2	演習		
				BF4130	東南アジア政治史文書解析学B	2	2	2	演習		
				BF4140	東南アジア植民地文書解析学A	2	2	2	演習		
			BF4150	東南アジア植民地文書解析学B	2	2	2	演習			
			発展演習	BF5000	中国新聞情報解析学C	2	2	3	演習		
				BF5010	中国新聞情報解析学D	2	2	3	演習		
				BF5021	中国経済史史料解析学C	2	2	3	演習		
				BF5031	中国経済史史料解析学D	2	2	3	演習		
				BF5040	中国社会史文書解析学C	2	2	3	演習		
				BF5050	中国社会史文書解析学D	2	2	3	演習		
		BF5060		中国政治史文書解析学C	2	2	3	演習			
		BF5070		中国政治史文書解析学D	2	2	3	演習			
		BF5080		アジア文化史文書解析学C	2	2	3	演習			
		BF5090		アジア文化史文書解析学D	2	2	3	演習			
		発展演習	BF5100	アジア社会史文書解析学C	2	2	3	演習			
			BF5110	アジア社会史文書解析学D	2	2	3	演習			
			BF5120	東南アジア政治史文書解析学C	2	2	3	演習			
			BF5130	東南アジア政治史文書解析学D	2	2	3	演習			
			BF5140	東南アジア植民地文書解析学C	2	2	3	演習			
			BF5150	東南アジア植民地文書解析学D	2	2	3	演習			
西洋史学	専		専門基礎科目	入門科目	BG0010	西洋史学入門	2	2	1	講義	
			専門講義	概説・研究法	BG2000	世界システム論研究	2	2	2	講義	
					BG2010	大西洋地域システム研究	2	2	2	講義	社会・地歴
					BG2020	地中海地域システム研究	2	2	2	講義	社会・地歴
		BG2031			ヨーロッパ海域システム研究	2	2	2	講義	社会・地歴	
		BG2050			ヨーロッパ政治社会史研究	2	2	2	講義	社会・公民	
		BG2051			ヨーロッパ政治文化史研究	2	2	2	講義		
		BG2060			ヨーロッパ社会経済史研究	2	2	2	講義		
		BG2070			地中海文化論研究	2	2	2	講義		
		BG2071			地中海社会史研究	2	2	2	講義		
		BG2072			地中海交流史研究	2	2	2	講義		
		BG2081			異文化交流史研究（西洋史）	2	2	2	講義	○社会・地歴	
		専門	基礎演習	BG4000	ヨーロッパ社会経済史文書解析学A	2	2	2	演習		
				BG4011	ヨーロッパ文化史演習A	2	2	2	演習		
				BG4020	地中海文書・碑文解析学A	2	2	2	演習		
				BG4031	都市史料論演習A	2	2	2	演習		
				BG4041	ヨーロッパ社会史演習A	2	2	2	演習		
				BG4050	ヨーロッパ政治文化論史料演習A	2	2	2	演習		
				発展演習	BG5000	ヨーロッパ社会経済史文書解析学B	2	2	3	演習	
					BG5011	ヨーロッパ文化史演習B	2	2	3	演習	
					BG5020	地中海文書・碑文解析学B	2	2	3	演習	
					BG5031	都市史料論演習B	2	2	3	演習	
					BG5041	ヨーロッパ社会史演習B	2	2	3	演習	
					BG5050	ヨーロッパ政治文化論史料演習B	2	2	3	演習	
					BG6000	ヨーロッパ史総合演習A	2	2	2	演習	
BG6010	ヨーロッパ史総合演習B				2	2	2	演習			
BG6020	ヨーロッパ史総合演習C	2	2	3	演習						
BG6030	ヨーロッパ史総合演習D	2	2	3	演習						
共通	卒業論文科目	BX2100	卒業論文指導A	2	2	4	演習				
		BX2200	卒業論文指導B	2	2	4	演習				
		BX2500	卒業論文	8	8	4	演習				

専門教育科目

地理学・考古学・文化財学プログラム

免許教科

分野	区分		科目コード	授業科目	学期単位	開設単位	配当年次	授業形態	○包括的科目		
地理学	専門基礎科目	入門科目	BH0010	地理学入門	2	2	1	講義			
			BH2000	地理学概論A	2	2	2	講義	○社会・地歴		
	専門	専門講義	BH2010	地理学概論B	2	2	2	講義	○社会・地歴		
			BH2020	人文地理学概論	2	2	2	講義	○社会・地歴		
			BH2030	自然地理学概論	2	2	2	講義	○社会・地歴		
			BH2040	国土空間論（地理学）	2	2	3	講義	社会・地歴		
			BH2050	社会経済地域論（地理学）	2	2	3	講義	社会・地歴		
			BH2060	地表変動論	2	2	3	講義	社会・地歴		
			BH2070	地域学A（地誌学）	2	2	3	講義	○社会・地歴		
			BH2080	地域学B（地誌学）	2	2	3	講義	○社会・地歴		
			BH2090	地理情報システム学	2	2	3	講義			
			BH2100	ヨーロッパ環境地誌	2	2	2	講義			
			BH2110	日本環境地誌	2	2	2	講義			
			BH2120	人文地理学特講	2	2	2	講義			
			BH2130	自然地理学特講	2	2	2	講義			
			科目	実習実験	BH3000	人文地理学情報処理実習	1	1	2	実習	
	BH3010	自然地理学実験			1	1	2	実験			
	BH3020	地理学野外実験			1	1	3	実験			
	BH3030	地理情報システム学実習			1	1	3	実習			
	基礎演習	BH4020		自然地域システム論演習A	2	2	3	演習			
		BH4040		自然地域システム論演習B	2	2	3	演習			
		BH4050		地理学野外演習	2	2	3	演習			
		BH4060		日本地誌研究演習	2	2	3	演習			
		BH4070		ヨーロッパ地誌研究演習	2	2	3	演習			
		BH4080		人文地理学基礎演習	2	2	3	演習			
	発展演習	BH5000		地理学研究法演習A	2	2	3	演習			
		BH5010		地理学研究法演習B	2	2	4	演習			
		BH5020		地理学研究法演習C	2	2	4	演習			
	特別演習	BH6000		地理学特別演習A	2	2	4	演習			
		BH6010	地理学特別演習B	2	2	4	演習				
	考古学	専門基礎科目	入門科目	BI0010	考古学入門	2	2	1	講義		
				BI2000	考古学基礎論A	2	2	2	講義	社会・地歴	
専門		専門講義	BI2010	考古学基礎論B	2	2	2	講義	社会・地歴		
			BI2020	考古学概説	2	2	2	講義	社会・地歴		
			BI2030	日本考古学研究A	2	2	2	講義	社会・地歴		
			BI2040	日本考古学研究B	2	2	2	講義	社会・地歴		
			BI2050	日本考古学研究C	2	2	3	講義	社会・地歴		
			BI2060	日本考古学研究D	2	2	3	講義	社会・地歴		
			BI2070	アジア考古学研究A	2	2	2	講義	社会・地歴		
			BI2080	アジア考古学研究B	2	2	2	講義	社会・地歴		
			BI2090	考古学特別研究A	2	2	2	講義			
			BI2100	考古学特別研究B	2	2	2	講義			
			科目	実習実験	BI3000	考古学基礎実習A	1	1	2	実習	
					BI3010	考古学基礎実習B	1	1	2	実習	
					BI3020	考古学基礎実習C	1	1	3	実習	
					BI3030	考古学基礎実習D	1	1	3	実習	
BI3040		野外考古学実習A			1	1	2	実習			
BI3050		野外考古学実習B			1	1	3	実習			
基礎演習		BI3060		野外考古学実習C	1	1	3	実習			
		BI4000		比較考古学演習A	2	2	2	演習	社会・地歴		
		BI4010		比較考古学演習B	2	2	2	演習	社会・地歴		
		BI4020		遺跡・遺物論演習A	2	2	3	演習			
発展演習		BI4030		遺跡・遺物論演習B	2	2	3	演習			
		BI5000		考古学発展演習A	2	2	3	演習			
特別演習		BI5010		考古学発展演習B	2	2	3	演習			
		BI6000		考古学特別演習A	2	2	4	演習			
BI6010		考古学特別演習B	2	2	4	演習					

専門教育科目

地理学・考古学・文化財学プログラム

免許教科

分野	区分		科目コード	授業科目	学期単位	開設単位	配当年次	授業形態	○包括的科目
文化財学	専門基礎科目	入門科目	BJ0010	文化財学入門	2	2	1	講義	
			BJ2000	日本美術史学基礎研究	2	2	2	講義	社会・地歴
	専門講義	概説・研究法	BJ2010	日本美術史学応用研究	2	2	2	講義	社会・地歴
			BJ2020	東洋美術史学基礎研究	2	2	2	講義	社会・地歴
			BJ2030	東洋美術史学応用研究	2	2	2	講義	社会・地歴
			BJ2040	日本工芸史学基礎研究	2	2	2	講義	
			BJ2050	日本工芸史学応用研究	2	2	2	講義	
			BJ2060	東洋工芸史学基礎研究	2	2	2	講義	
			BJ2070	東洋工芸史学応用研究	2	2	2	講義	
			BJ2080	社寺建築学研究	2	2	2	講義	社会・地歴
			BJ2090	日本住宅史研究	2	2	2	講義	社会・地歴
			BJ2100	城郭研究	2	2	2	講義	社会・地歴
			BJ2110	文化財保存学研究	2	2	2	講義	社会・地歴
			BJ2120	総合文化財学基礎研究	2	2	2	講義	社会・地歴
			BJ2130	総合文化財学応用研究	2	2	2	講義	社会・地歴
	専門科目	実習実験	BJ3000	総合文化財学基礎実習	1	1	2	実習	
			BJ3010	総合文化財学応用実習	1	1	2	実習	
			BJ3020	文化財取扱基礎実習	1	1	3	実習	
			BJ3030	文化財取扱応用実習	1	1	3	実習	
		基礎演習	BJ4000	日本美術史学基礎演習	2	2	2	演習	
			BJ4010	東洋美術史学基礎演習	2	2	2	演習	
			BJ4020	日本工芸史学基礎演習	2	2	2	演習	
			BJ4030	東洋工芸史学基礎演習	2	2	2	演習	
			BJ4040	古建築学演習	2	2	2	演習	
			BJ4050	住宅史演習	2	2	2	演習	
		発展演習	BJ5000	日本美術史学発展演習	2	2	3	演習	
			BJ5010	東洋美術史学発展演習	2	2	3	演習	
			BJ5020	日本工芸史学発展演習	2	2	3	演習	
			BJ5030	東洋工芸史学発展演習	2	2	3	演習	
			BJ5040	古建築保存学演習	2	2	3	演習	
		特別演習	BJ5050	文化財保存学演習	2	2	3	演習	
			BJ6000	日本美術史学特別演習	2	2	4	演習	
	BJ6010		東洋美術史学特別演習	2	2	4	演習		
BJ6020	日本工芸史学特別演習		2	2	4	演習			
BJ6030	東洋工芸史学特別演習		2	2	4	演習			
BJ6040	古建築学特別演習		2	2	4	演習			
共通	卒業論文科目	BX3100	卒業論文指導A	2	2	4	演習		
		BX3200	卒業論文指導B	2	2	4	演習		
		BX3500	卒業論文	8	8	4	演習		

専門教育科目

日本・中国文学語学プログラム

免許教科

分野	区分		科目コード	授業科目	学期単位	開設単位	配当年次	授業形態	○包括の科目		
	専門基礎科目	入門科目									
日 本 文 学 語 学	専 門	概説・研究法	BK0010	日本文学語学入門	2	2	1	講義			
			BK2001	現代日本語概説	2	2	2	講義	○国語		
			BK2070	日本語学史	2	2	2	講義	国語		
			BK2071	日本語史	2	2	3	講義	○国語		
			BK2072	現代語研究	2	2	3	講義	○国語		
			BK2073	古代中世文学概説	2	2	2	講義	○国語		
			BK2074	古代中世文学研究法	2	2	3	講義	○国語		
			BK2020	近世文学概説	2	2	2	講義	○国語		
			BK2075	近世文学研究法	2	2	3	講義	○国語		
			BK2080	近代文学概説	2	2	2	講義	○国語		
			BK2081	近代文学研究法	2	2	3	講義	○国語		
			BK2082	現代文学概説	2	2	2	講義	○国語		
			BK2083	現代文学研究法	2	2	3	講義	○国語		
	門 科 目	基礎演習	BK4000	古典語演習I	2	2	2	演習	国語		
			BK4010	現代語演習I	2	2	2	演習	国語		
			BK4021	古代中世文学演習I	2	2	2	演習			
			BK4040	近世文学演習I	2	2	2	演習			
			BK4050	近代文学演習I	2	2	2	演習			
		BK4060	現代文学演習I	2	2	2	演習				
		発展演習	BK5000	古典語演習II	2	2	3	演習			
			BK5010	現代語演習II	2	2	3	演習			
			BK5021	古代中世文学演習II	2	2	3	演習			
			BK5040	近世文学演習II	2	2	3	演習			
			BK5050	近代文学演習II	2	2	3	演習			
		BK5060	現代文学演習II	2	2	3	演習				
		特別演習	BK6000	日本語学特別演習A	2	2	4	演習			
			BK6010	日本語学特別演習B	2	2	4	演習			
			BK6020	日本語学特別演習C	2	2	4	演習			
			BK6030	日本語学特別演習D	2	2	4	演習			
			BK6040	日本文学特別演習A	2	2	4	演習			
	BK6050		日本文学特別演習B	2	2	4	演習				
	BK6060		日本文学特別演習C	2	2	4	演習				
	BK6070		日本文学特別演習D	2	2	4	演習				
BK6080	日本文学特別演習E		2	2	4	演習					
BK6090	日本文学特別演習F		2	2	4	演習					
BK6100	日本文学特別演習G	2	2	4	演習						
BK6110	日本文学特別演習H	2	2	4	演習						
中 国 文 学 語 学	専 門 基 礎 科 目	入門科目	BL0010	中国文学語学入門	2	2	1	講義			
			基礎科目	BL0020	現代中国語演習A	2	2	2	演習		
				BL0030	現代中国語演習B	2	2	2	演習		
	専 門 概 説	概説・研究法	BL2010	中国語学研究	2	2	2	講義			
			BL2020	中国文学語学特講A	2	2	3	講義			
			BL2030	中国文学講読	2	2	2	講義			
			BL2040	中国文学研究	2	2	2	講義			
			BL2050	中国文学語学特講B	2	2	3	講義			
			BL2060	中国語史	2	2	3	講義	国語		
			BL2070	中国文学史	2	2	3	講義	○国語		
			BL2080	中国古代中世漢語講読	2	2	2	講義	国語		
			門 科 目	基礎演習	BL4000	中国古典散文演習	2	2	2	演習	国語
					BL4010	中国古典韻文演習	2	2	2	演習	国語
				発展演習	BL5001	中国語学演習A	2	2	3	演習	国語
					BL5011	中国語学演習B	2	2	4	演習	国語
					BL5020	中国近世漢語演習A	2	2	3	演習	
					BL5030	中国近世漢語演習B	2	2	4	演習	
	BL5040	中国近代漢語演習			2	2	3	演習			
	BL5050	中国中世文学演習A			2	2	3	演習	国語		
	BL5060	中国中世文学演習B			2	2	4	演習	国語		
	BL5070	中国近世文学演習A			2	2	3	演習			
	BL5080	中国近世文学演習B	2	2	4	演習					
	BL5090	中国現代文学演習	2	2	3	演習					
	特別演習	BL6000	中国文学特別演習A	2	2	4	演習				
		BL6010	中国文学特別演習B	2	2	4	演習				
		BL6020	中国文学特別演習C	2	2	4	演習				
		BL6030	中国文学特別演習D	2	2	4	演習				
BL6040		中国文学特別演習E	2	2	4	演習					
BL6050		中国文学特別演習F	2	2	4	演習					
共 通	卒業論文科目	BX4100	卒業論文指導A	2	2	4	演習				
		BX4200	卒業論文指導B	2	2	4	演習				
		BX4500	卒業論文	8	8	4	演習				

専門教育科目

欧米文学語学・言語学プログラム

免許教科

分野	区分		科目コード	授業科目	学期単位	開設単位	配当年次	授業形態	○包括的科目	
英 米 文 学 語 学	専門基礎科目	入門科目	BM0010	英米文学語学入門	2	2	1	講義		
		基礎科目	BM0020	比較文化A	2	2	2	講義	○英語	
	専 門 講 義	概 説 ・ 研 究 法		BM2000	英文法	2	2	2	講義・演習	○英語
				BM2010	英語学概論	2	2	3	講義・演習	○英語
				BM2020	英語史	2	2	3	講義・演習	英語
				BM2031	英語文体論	2	2	2	講義・演習	英語
				BM2040	英語音韻論	2	2	2	講義・演習	英語
				BM2050	イギリス文学史講義A	2	2	2	講義	○英語
				BM2060	イギリス文学史講義B	2	2	2	講義	英語
				BM2071	イギリス戯曲講義	2	2	2	講義	
				BM2090	英文学批評講義	2	2	2	講義	
				BM2110	アメリカ文学史講義	2	2	2	講義	○英語
				BM2120	エスニック文学講義	2	2	3	講義	英語
				BM2140	英語圏文学講義	2	2	2	講義	○英語
			専 門 演 習	基 礎 演 習		BM4000	英語表現I(英会話)	2	2	2
		BM4010			英語表現II(英会話)	2	2	2	演習	英語
		BM4020			英語表現演習 I (英作文)	2	2	3	演習	○英語
		BM4030			現代英語演習	2	2	2	演習	○英語
		BM4040			アメリカ詩文学演習A	2	2	2	演習	英語
		BM4050			アメリカ詩文学演習B	2	2	3	演習	英語
	発 展 演 習			BM5000	英語表現演習 II (クリエイティブ・ライティング)	2	2	3	演習	○英語
				BM5010	近代英語演習A	2	2	3	演習	英語
				BM5020	近代英語演習B	2	2	3	演習	英語
				BM5030	イギリス小説文学演習A	2	2	3	演習	英語
				BM5040	イギリス小説文学演習B	2	2	2	演習	英語
				BM5041	イギリス戯曲演習	2	2	3	演習	
		BM5050		中期英語演習	2	2	3	演習	英語	
	BM5060	イギリス詩文学演習A	2	2	3	演習	英語			
	BM5070	イギリス詩文学演習B	2	2	4	演習	英語			
	BM5101	近代アメリカ文学演習	2	2	3	演習				
	BM5140	現代アメリカ文学演習	2	2	3	演習	英語			
	BM5130	英語圏文学演習	2	2	3	演習	英語			
ド イ ッ 文 学 語 学	専門基礎科目	入門科目	BN0010	ドイツ文学語学入門	2	2	1	講義	ドイツ語	
		基礎科目	BN0020	比較文化B	2	2	2	講義	○ドイツ語	
	専 門 講 義	概 説 ・ 研 究 法		BN2052	ドイツ文学語学特別講義A	2	2	2	講義	
				BN2053	ドイツ文学語学特別講義B	2	2	2	講義	
				BN2054	ドイツ文学語学特別講義C	2	2	2	講義	
				BN2021	ドイツ文学史A	2	2	3	講義	○ドイツ語
				BN2022	ドイツ文学史B	2	2	3	講義	○ドイツ語
				BN2031	ドイツ語学講義A	2	2	2	講義	○ドイツ語
				BN2041	ドイツ語学講義B	2	2	2	講義	ドイツ語
	専 門 演 習	基 礎 演 習		BN2000	ドイツ文学講義	2	2	2	講義	○ドイツ語
				BN4000	ドイツ短編演習A	2	2	2	演習	ドイツ語
				BN4010	ドイツ短編演習B	2	2	2	演習	ドイツ語
				BN4020	ドイツ文学基礎演習A	2	2	2	演習	○ドイツ語
				BN4030	ドイツ文学基礎演習B	2	2	2	演習	○ドイツ語
				BN4040	ドイツ近現代語学演習A	2	2	2	演習	○ドイツ語
				BN4050	ドイツ近現代語学演習B	2	2	2	演習	○ドイツ語
				BN4060	ドイツ近現代語学演習C	2	2	3	演習	
				BN4070	ドイツ近現代語学演習D	2	2	3	演習	
			BN5000	ドイツ語会話基礎演習A	2	2	2	演習	ドイツ語	
			BN5010	ドイツ語会話基礎演習B	2	2	2	演習	○ドイツ語	

専門教育科目

欧米文学語学・言語学プログラム

免許教科

分野	区分		科目コード	授業科目	学期単位	開設単位	配当年次	授業形態	○包括的科目	
ドイツ文学語学	専門科目	専門演習	BN5020	ドイツ語学発展演習A	2	2	3	演習		
			BN5030	ドイツ語学発展演習B	2	2	3	演習		
			BN5120	ドイツ語学発展演習C	2	2	4	演習	○ドイツ語	
			BN5130	ドイツ語学発展演習D	2	2	4	演習	ドイツ語	
			BN5042	ドイツ語圏言語文化演習A	2	2	3	演習		
			BN5043	ドイツ語圏言語文化演習B	2	2	3	演習		
			BN5044	ドイツ語圏言語文化演習C	2	2	4	演習		
			BN5045	ドイツ語圏言語文化演習D	2	2	4	演習		
			BN5180	ドイツ近現代文学演習A	2	2	3	演習	ドイツ語	
			BN5181	ドイツ近現代文学演習B	2	2	3	演習	ドイツ語	
			BN5182	ドイツ近現代文学演習C	2	2	4	演習		
			BN5183	ドイツ近現代文学演習D	2	2	4	演習		
			BN5101	ドイツ語学理論演習A	2	2	3	演習	ドイツ語	
			BN5111	ドイツ語学理論演習B	2	2	3	演習	ドイツ語	
			BN5140	ドイツ語圏文学語学発展演習A	2	2	3	演習	ドイツ語	
			BN5150	ドイツ語圏文学語学発展演習B	2	2	3	演習	ドイツ語	
			BN5141	ドイツ語圏文学語学発展演習C	2	2	4	演習		
			BN5151	ドイツ語圏文学語学発展演習D	2	2	4	演習		
			BN5190	ドイツ文学理論演習A	2	2	3	演習	ドイツ語	
BN5191	ドイツ文学理論演習B	2	2	3	演習	ドイツ語				
フランス文学語学	専門基礎科目		入門科目	BO0010	フランス文学語学入門	2	2	1	講義	
			基礎科目	BO0020	比較文化C	2	2	2	講義	○フランス語
	専門講義	専門	概説・研究法	BO2000	フランス文学史A	2	2	2	講義	○フランス語
				BO2010	フランス文学史B	2	2	2	講義	○フランス語
				BO2020	フランス文学史C	2	2	2	講義	○フランス語
				BO2030	フランス語学講義A	2	2	2	講義	フランス語
				BO2040	フランス語学講義B	2	2	3	講義	フランス語
				BO2051	フランス文学講義A	2	2	2	講義	フランス語
				BO2052	フランス文学講義B	2	2	3	講義	フランス語
				BO2070	フランス文学特殊講義A	2	2	2	講義	
				BO2071	フランス文学特殊講義B	2	2	3	講義	
				BO2072	フランス文学特殊講義C	2	2	4	講義	
				BO2061	現代フランス文学序説A	2	2	2	講義	フランス語
				BO2062	現代フランス文学序説B	2	2	3	講義	フランス語
	BO2063	現代フランス文学序説C	2	2	4	講義	フランス語			
	専門演習	専門	基礎演習	BO4000	フランス文学基礎演習I	2	2	2	演習	フランス語
				BO4010	フランス文学基礎演習II	2	2	2	演習	フランス語
				BO4020	フランス語作文A	2	2	2	演習	フランス語
				BO4030	フランス語作文B	2	2	3	演習	フランス語
			発展演習	BO5000	フランス語会話A	2	2	3	演習	○フランス語
				BO5010	フランス語会話B	2	2	4	演習	○フランス語
				BO5020	フランス語コミュニケーションA	2	2	3	演習	○フランス語
				BO5030	フランス語コミュニケーションB	2	2	4	演習	○フランス語
				BO5041	フランス語学特別演習A	2	2	3	演習	○フランス語
				BO5042	フランス語学特別演習B	2	2	4	演習	○フランス語
				BO5050	フランス語中級文法A	2	2	3	演習	○フランス語
				BO5060	フランス語中級文法B	2	2	4	演習	○フランス語
				BO5070	近代フランス文学演習A	2	2	3	演習	フランス語
				BO5080	近代フランス文学演習B	2	2	4	演習	フランス語
				BO5090	20世紀フランス文学演習A	2	2	3	演習	フランス語
BO5100				20世紀フランス文学演習B	2	2	4	演習	フランス語	
BO5110				フランス文化論演習A	2	2	3	演習	フランス語	
BO5120				フランス文化論演習B	2	2	4	演習	フランス語	
BO5130	日仏比較文化論演習A	2	2	3	演習	フランス語				
BO5140	日仏比較文化論演習B	2	2	4	演習	フランス語				
BO5150	現代フランス文学演習A	2	2	3	演習	フランス語				
BO5160	現代フランス文学演習B	2	2	4	演習	フランス語				

専門教育科目

欧米文学語学・言語学プログラム

免許教科

分野	区分		科目コード	授業科目	学期単位	開設単位	配当年次	授業形態	○包括的科目
	専門基礎科目	入門科目							
言語学	専門科目	概説・研究法	BP0010	言語学入門	2	2	1	講義	
			BP2000	言語学概説A	2	2	2	講義・演習	
			BP2010	言語学概説B	2	2	3	講義・演習	
			BP2020	一般言語学概説A	2	2	2	講義・演習	
			BP2030	一般言語学概説B	2	2	3	講義・演習	
			BP2040	一般言語学研究法A	2	2	2	講義・演習	
			BP2050	一般言語学研究法B	2	2	3	講義・演習	
			BP2100	歴史言語学概説A	2	2	2	講義・演習	
			BP2110	歴史言語学概説B	2	2	3	講義・演習	
			BP2120	歴史言語学研究法A	2	2	2	講義・演習	
			BP2130	歴史言語学研究法B	2	2	3	講義・演習	
			BP2141	個別言語学概説A	2	2	2	講義・演習	
			BP2151	個別言語学概説B	2	2	3	講義・演習	
			BP2152	個別言語学概説C	2	2	4	講義・演習	
			BP2160	個別言語学講義A	2	2	2	講義・演習	
			BP2170	個別言語学講義B	2	2	3	講義・演習	
			BP2180	個別言語学講義C	2	2	4	講義・演習	
	専門演習	基礎演習	BP4001	一般言語学基礎演習A	2	2	2	講義・演習	
			BP4011	一般言語学基礎演習B	2	2	3	講義・演習	
			BP4021	一般言語学演習A	2	2	2	講義・演習	
			BP4031	一般言語学演習B	2	2	3	講義・演習	
			BP4040	個別言語学基礎演習A	2	2	2	演習	
			BP4050	個別言語学基礎演習B	2	2	3	演習	
			BP4060	個別言語学演習A	2	2	2	演習	
			BP4070	個別言語学演習B	2	2	3	演習	
			BP5000	歴史言語学演習A	2	2	3	講義・演習	
			BP5010	歴史言語学演習B	2	2	4	講義・演習	
			BP5020	歴史言語学発展演習A	2	2	3	講義・演習	
BP5030	歴史言語学発展演習B	2	2	4	講義・演習				
BP5120	対照言語学演習A	2	2	3	講義・演習				
BP5130	対照言語学演習B	2	2	4	講義・演習				
共通	卒業論文科目		BX5100	卒業論文指導A	2	2	4	演習	
			BX5200	卒業論文指導B	2	2	4	演習	
			BX5500	卒業論文	8	8	4	演習	

専門教育科目

区 分	科目コード	授 業 科 目	学期単位	開設単位	配当年次	授業形態	免許教科 ○包括的科目	
	BY0010	人文学概説	2	2	2	講義		
	BY0020	アラビア語A	2	2	2	演習		
	BY0030	アラビア語B	2	2	2	演習		
	BY0040	ギリシャ語A	2	2	1	演習		
	BY0050	ギリシャ語B	2	2	1	演習		
	BY0060	サンスクリットA	2	2	1	演習		
	BY0070	サンスクリットB	2	2	1	演習		
	BY0080	ヘブライ語A	2	2	2	演習		
	BY0090	ヘブライ語B	2	2	2	演習		
	BY0100	ラテン語A	2	2	1	演習		
	BY0110	ラテン語B	2	2	1	演習		
	BY0120	英語A	1	1	2	演習		
	BY0130	英語B	1	1	2	演習		
	BY0200	基礎書道A	2	2	2	講義・実習	○国語	
	BY0210	基礎書道B	2	2	2	講義・実習	○国語	
	BY0220	インターンシップ	(注4)		1又は2	2		
	BY	海外語学研修( ) (注1)			2又は4	1		
	短プロ用	BY0240	Independent Study		2	2		
教科に関する科目(注2)		法学基礎	2	2	1	講義	○社会・公民	
		国際法1	2	2	2	講義	△社会・公民	
		国際法2	2	2	2	講義	△社会・公民	
		政治学原論	2	2	2	講義	○社会・公民	
		国際政治学	2	2	2	講義	△社会・公民	
		統治システム論	2	2	1	講義	社会・公民	
		政治思想史1	2	2	2	講義	社会・公民	
		政治思想史2	2	2	2	講義	社会・公民	
		社会学1	2	2	2	講義	○社会・公民	
		社会学2	2	2	2	講義	○社会・公民	
		ミクロ経済学入門	2	2	1	講義	社会・公民	
		マクロ経済学入門	2	2	1	講義	社会・公民	
		国際経済学1	2	2	2	講義	社会・公民	
		国際経済学2	2	2	2	講義	社会・公民	
		認知心理学	2	2	2	講義	公民	
	知覚心理学	2	2	3	講義	公民		
	対人心理学	2	2	3	講義	公民		
教職(注2・注3) に関する科目	BZ0010	ドイツ語科教育法	2	2	3	演習	○ドイツ語	
	BZ0020	ドイツ語教育学概論	2	2	3	講義	ドイツ語	
	BZ0030	ドイツ語科教育方法論	2	2	3	演習	ドイツ語	
	BZ0040	フランス語科教育法	2	2	2	講義	○フランス語	
	BZ0050	フランス語教育学概論	2	2	2	演習	○フランス語	
	BZ0060	フランス語科教材論	2	2	2	演習	フランス語	

(注1) 海外語学研修の( )の中には言語名(英語・ドイツ語・フランス語・中国語等)が入る。

(注2) 「教科に関する科目」、「教職に関する科目」は教育職員免許状取得のための科目である。

(注3) 教職に関する科目は、自由選択科目に算入できる。

(注4) 30時間の研修をもって、インターンシップは1単位、海外語学研修は2単位とし、60時間以上の研修をもってインターンシップは2単位、海外語学研修は4単位として認定する。

## 5 学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日

副学長(教育・研究担当)決裁

### I 学部学生の学業に関する評価について

#### 1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

##### (1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0~100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

##### (2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の3段階評価とする。

#### 2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
- (3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

### II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~

79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

2. ただし, 特別な理由により, 5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

### Ⅲ 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位(外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。)を本学における授業科目の履修とみなし, 単位認定する場合, 成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位(外国語検定試験等を含む。)を本学における授業科目の履修とみなし, 単位認定する場合, 原則として成績評価は付さない。ただし, 協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り, 学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を単位認定する場合は, 学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は, 認定と表示する。

### Ⅳ 適用について

1. この取扱いは, 平成27年度入学生から適用する。
2. 平成26年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては, この取扱いにかかわらず, なお従前の例による。

(注)(平成22年3月16日 一部改正)

この改正は, 平成22年4月1日から適用する。

(注)(平成23年3月10日 一部改正)

この改正は, 平成23年4月1日から適用する。

(注)(平成27年1月7日 一部改正)

この改正は, 平成27年4月1日から適用する。

## 6 期末試験等における不正行為の取扱い について

(平成16年4月1日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
  - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒指針(平成16年4月1日学長決裁)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1及び2に準じて取り扱う。

(注)(平成18年3月14日 一部改正)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

## 7 気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日

理事(教育担当)決裁

気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては，次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス，霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，両地域の警報が解除された場合は，解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で，授業を実施することが困難であると理事が判断したときは，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は，理事の指示により，判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

(1) 広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合

(2) 広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪以外の警報が，広島市又は東広島市の両地域に対して，又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合

(3) JR 山陽本線等の公共交通機関が，事故，大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合

(4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合

(5) その他，事件・事故等が発生し，構内への立ち入りが規制された場合

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき，各学部長又は各研究科長は授業を休講とすることがどうか判断することとし，決定した措置等については，速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず，理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は，休講措置を講じることができるものとする。

## 8 学生のコース・主専攻プログラム決定について

### 原則

- 1 プログラム決定は、第一年次末に行う。
- 2 プログラム決定は、学生の志望を尊重しつつ、入学後の履修状況を参考にして行う。各プログラムの受け入れ可能な学生数の目安は次のとおりである。

哲学・思想文化学プログラム	42名
歴史学プログラム	36名
地理学・考古学・文化財学プログラム	27名
日本・中国文学語学プログラム	30名
欧米文学語学・言語学プログラム	42名

- 3 プログラム決定を保留することは、原則として認めない。
- 4 プログラム決定は、教授会が行う。

### 方法

- 1 第一年次前期末に予備調査を行う。その結果を集計し、プログラムごとの第一志望者数を、後期授業開始第一週に発表する。
- 2 第一年次末（2月5日まで）に学部長あて志望プログラム届と具体的志望理由書を提出させ、その結果を集計し、プログラムごとの第一志望者数を公表する。
- 3 前記第一志望者数の公表後、2月末日までは志望プログラムの変更届を受け付ける。
- 4 プログラム決定は教授会が行う。
- 5 プログラム決定の公表は、第二年次生対象のガイダンスまでに、掲示により行う。

### 審査

- 1 審査の方法は原則として次による。
  - (1) 志望者が受け入れ可能数内のプログラムの場合  
学生の志望どおり受け入れる。
  - (2) 第一志望者が受け入れ可能数を超えるプログラムの場合  
ア そのプログラムの受け入れ可能数までを、2の成績換算による上位者から順次受け入れる。  
イ 受け入れられなかった学生は第二志望で受け入れる。
  - (3) 第二志望者によって受け入れ可能数を超えるプログラムの場合  
ア 第一志望者は志望どおり受け入れる。  
イ 第二志望者はそのプログラムの受け入れ可能数までを、2の成績換算による上位者から順次受け入れる。  
ウ イにより受け入れられなかった学生は第三志望で受け入れる。
  - (4) その他の場合  
審議による。
- 2 成績換算は、次の算式で求める平均評価点(GPA: Grade Point Average)によって行う。  
平均評価点 = 
$$\frac{(\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1)}{(\text{GPA}) \quad / \quad (\text{総登録単位数} \times 4)} \times 100$$

### その他

- 1 次の者はコース・主専攻プログラム決定を行わない。
  - (1) 6箇月を超えて休学した者
  - (2) やむをえない事情があると教授会が認めた者

## 9 コース・プログラムの変更（転コース・プログラム）について

- 1 第2年次以降にコース・プログラムの変更（転コース・プログラム）を希望する者は、事前に転出前のチューター（指導教員）及び転出後のチューター（指導教員）予定者と相談し、了承を得て願い出ることができる。
- 2 願出者は学部長に所定の変更願を提出する。
- 3 公示日及び選抜は、各学期末に行う。
- 4 選抜試験の方法、場所及び時間等については、各プログラムで設定することとし、願出者には掲示で通知する。
- 5 選抜試験の判定基準等は各プログラムで取り決める。
- 6 決定は教授会が行う。
- 7 学部長は結果を掲示により発表するとともに、プログラムの変更を許可された者に対し、許可書を発行する。
- 8 その他必要な事項が生じた場合、随時、教務委員会で検討し、教授会で審議・決定する。

## 10 副専攻プログラムの履修について

1. 副専攻プログラム開始時期は2年次である。
2. 副専攻プログラムを履修することを許可する条件は、別途通知する。
3. 文学部提供の副専攻プログラム履修要件について、以下のとおりとする。

副専攻プログラム	履 修 要 件	受入可能数
哲学・思想文化学	別途通知する。	若干名
歴史学		
地理学・考古学・文化財学		
日本・中国文学語学		
欧米文学語学・言語学		

## 11 外国人留学生の授業科目履修上の特例について

平成 24 年 11 月 12 日 代議員会承認

広島大学文学部細則第 10 条第 2 項の規定に基づき、広島大学外国人留学生等のための授業科目履修上の特例を次のように定める。

外国人留学生等が修得した日本語及び日本事情に関する授業科目の単位で代えることができる科目区分及び単位数は、次のとおりとする。

- 1 外国語科目 6 単位まで
- 2 領域科目 12 単位まで

# 12 教育職員免許状の取得について

## 1 教育職員免許状の書類と資格

教育職員となるためには、教育職員免許法（以下「免許法」という。）に定められている所定の単位を修得し、希望する教科の免許状を取得しなければならない。教育職員の免許状には、普通免許状、特別免許状、臨時免許状があるが、ここでは普通免許状についてふれる。

免許状授与の所要資格の認定を受けているものは、文学部卒業者にあつては文学部細則第18条、大学院文学研究科博士課程前期修了者にあつては大学院文学研究科細則第13条のとおりである。

学部並びに大学院博士課程前期において取得できる免許状の種類及び所要資格は次のとおりである。

なお、中学校の普通免許の取得を希望する場合は、さらに特別支援学校で2日間、社会福祉施設などの施設で5日間、合計7日以上の実験が必要となる。その介護等の体験の事前指導、受講資格、実施時期、実施内容、実施場所等については、別途通知する。

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄		
所要資格		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
免許状の種類			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16

※「教科又は教職に関する科目」は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」のうちから修得すること。

## 2 教職課程関係の必修科目

(1) 教養教育科目より日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、情報機器の操作2単位を修得すること。

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左に対応する開設授業科目		
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	
			必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	2	
体 育	2	健康スポーツ科学		2
		スポーツ実習A		1
		スポーツ実習B		1
外国語コミュニケーション ※	2	コミュニケーションⅠA		1
		コミュニケーションⅠB		1
		コミュニケーションⅡA		1
		コミュニケーションⅡB		1
情報機器の操作	2	情報活用演習	2	

※外国語コミュニケーションは2科目選択すること。

(2) 教科に関する科目と履修方法

- 1 教科に関する科目の履修方法は、教科に関する科目欄に対応する最低必修単位数を修得し、さらに当該免許教科に関する科目を修得して、所要単位数以上を修得するものとする。
- 2 各免許教科とも、教科に関する科目それぞれの分野で、**一般的、包括的科目(○印)を最低1科目**含めて履修すること。ただし、公民の「法律学(国際法を含む)、政治学(国際政治を含む)」を除く。
- 3 教科に関する科目欄の、○○及びび○○の科目は、その双方の科目を必ず修得しなければならない。  
**(社会の「日本史及び外国史」の例では、日本史と外国史の双方から○印のついた1科目以上を修得)**  
 「」内の科目は、そのうちいずれか1つ以上の科目について、所定の最低単位数を修得すればよい。  
**(社会の「哲学、倫理学、宗教学」の例では、どの分野でもよいかから○印のついた1科目以上を修得)**  
 ( )内に示す内容を含む科目を、1単位以上修得しなければならない。  
**(社会の「地理学(地誌学を含む)」の例では、地理学の科目が地誌学を含まないので地理学の科目と地誌学の科目の2科目以上を修得しなければならない)**

○印は一般的、包括的科目を示す。

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数		該当授業科目	開設学部	
		中学校一種	高等学校一種			
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1	1	○ 現代日本語概説 ○ 現代語研究 ○ 日本語史 ○ 現代語演習I ○ 日本語学史 ○ 古典語演習I	文学部	
	国文学(国文学史を含む。)	1	1	○ 古代中世文学概説 ○ 古代中世文学研究法 ○ 近世文学概説 ○ 近世文学研究法 ○ 近代文学概説 ○ 近代文学研究法 ○ 現代文学概説 ○ 現代文学研究法		
	漢文学	1	1	○ 中国文学史 ○ 漢文基礎 ○ 中国古代中世漢語講読 ○ 中国語学演習A ○ 中国語学演習B ○ 中国語史 ○ 中国中世文学演習A ○ 中国中世文学演習B ○ 中国古典散文演習 ○ 中国古典韻文演習 ○ 諸子学文献A ○ 諸子学文献B ○ 中国古代中世思想文献演習A ○ 中国古代中世思想文献演習B ○ 中国古代中世思想文献演習C ○ 中国古代中世思想文献演習D ○ 中国近世思想文献演習A ○ 中国近世思想文献演習B ○ 中国近世思想文献演習C ○ 中国近世思想文献演習D		
	書道(書写を中心とする。)	1		○ 基礎書道A ○ 基礎書道B		
	計	20~28	20~36			

免許 教科	教科に関する科目	最低修得単位数		該 当 授 業 科 目	開設学部	
		中学校一種	高等学校一種			
社 会 (中 学 校 の み)	日本史及び外国史	1	—	○日本文化システム史論A	文学部	
				○日本文化システム史論B		
				○日本社会システム史論A		
				○日本社会システム史論B		
				日本古代研究A		
				日本古代研究B		
				日本古代研究C		
				日本古代研究D		
				日本中世研究A		
				日本中世研究B		
				日本中世研究C		
				日本中世研究D		
				日本近世研究A		
				日本近世研究B		
				日本近世研究C		
				日本近世研究D		
				日本近代研究A		
				日本近代研究B		
				日本近代研究C		
				日本近代研究D		
				日本考古学研究A		
				日本考古学研究B		
				日本考古学研究C		
				日本考古学研究D		
				考古学基礎論A		
				考古学基礎論B		
				考古学概説		
				総合文化財学基礎研究		
				総合文化財学応用研究		
				文化財保存学研究		
				城郭研究		
				社寺建築学研究		
				日本住宅史研究		
				日本美術史学基礎研究		
				日本美術史学応用研究		
				東洋美術史学基礎研究		
				東洋美術史学応用研究		
				○アジア海域システム研究A(東洋史)		外 国 史
				○アジア海域システム研究B(東洋史)		
				○異文化交流史研究(西洋史)		
				東アジア地域システム研究A		
				東アジア地域システム研究B		
				東南アジア地域システム研究A		
				東南アジア地域システム研究B		
				中国経済史研究A		
				中国経済史研究B		
				アジア社会史研究A		
アジア社会史研究B						
地中海地域システム研究						
ヨーロッパ海域システム研究						
大西洋地域システム研究						
比較考古学演習A						
比較考古学演習B						
アジア考古学研究A						
アジア考古学研究B						

日本史の○印のついた4科目から1科目以上選択必修

外国史の○印のついた3科目から1科目以上選択必修

免許 教科	教科に関する科目	最低修得単位数		該 当 授 業 科 目	開設学部
		中学校一種	高等学校一種		
社 会 (中 学 校 の み)	地理学(地誌を含む。)	1	—	○ 地理学概論A	文学部
				○ 人文地理学概論	
				○ 地理学概論B	
				○ 自然地理学概論	
				国土空間論(地理学)	
				社会経済地域論(地理学)	
				地表変動論	
				○ 地域学A(地誌学)	
	○ 地域学B(地誌学)				
	「法律学、政治学」 (平成23年度入学生 から適用する)	1	—	○ 法学基礎	教養教育
				○ 政治学原論	法学部
				国際法1	
				国際法2	
				国際政治学 (隔年開講)	
				統治システム論	
				政治思想史1	
政治思想史2					
中国政治史研究A				文学部	
中国政治史研究B					
ヨーロッパ政治社会史研究					
「社会学、経済学」 (平成23年度入学生 から適用する)	1	—	○ 社会学1 (隔年開講)	法学部	
			○ 社会学2 (隔年開講)		
			○ 経済学概説	教育学部	
			ミクロ経済学入門	教養教育	
			マクロ経済学入門	経済学部	
			国際経済学1		
国際経済学2					
「哲学、倫理学、宗教学」 (平成23年度入学生 から適用する)	1	—	○ 哲学概論 I	文学部	
			○ 哲学概論 II		
			○ 倫理学概論		
			○ 倫理思想史概説		
			○ 仏教学概説		
			西洋哲学入門		
			哲学史基礎演習(ギリシア語)		
			哲学史基礎演習(ラテン語)		
			西洋古代哲学史		
			西洋中世哲学史		
			西洋近世哲学史		
			西洋古代中世哲学研究		
			西洋近現代哲学研究A		
			西洋近現代哲学研究B		
			論理学		
			科学哲学・科学思想史		
			古代哲学史基礎演習		
			中世哲学史基礎演習		
			近世哲学基礎演習		
			西洋古代中世哲学演習 I		
			西洋古代中世哲学演習 II		
			西洋近世哲学演習A		
			西洋近世哲学演習B		
			西洋近世哲学演習C		
			西洋近世哲学演習D		
			西洋近現代哲学演習A		
西洋近現代哲学演習B					
中国思想史概説					

免許 教科	教科に関する科目	最低修得単位数		該 当 授 業 科 目	開設学部	
		中学校一種	高等学校一種			
社 会 (中 学 校 の み)	「哲学、倫理学、宗教学」 (平成23年度入学生 から適用する)	1	—	中国学術思想史	文学部	
				中国哲学思想文献演習A		
				中国哲学思想文献演習B		
				中国哲学思想文献演習C		
				中国哲学思想文献演習D		
				倫理学入門		
				生命倫理		
				倫理思想史特講		
				倫理学特講		
				倫理思想史基礎演習A		
				倫理思想史基礎演習B		
				倫理思想史基礎演習C		
				倫理思想史基礎演習D		
				応用倫理学演習A		
				応用倫理学演習B		
				応用倫理学演習C		
				応用倫理学演習D		
				インド哲学・仏教学入門		
				サンスクリット語入門		
				インド哲学概説		
				サンスクリット語基礎演習		
				インド哲学・仏教学基礎演習A		
				インド哲学・仏教学基礎演習B		
				インド哲学・仏教学演習A		
				インド哲学・仏教学演習B		
				インド哲学・仏教学演習C		
				インド哲学・仏教学演習D		
				インド思想基礎文献演習A		
				インド思想基礎文献演習B		
				仏教思想基礎文献演習A		
仏教思想基礎文献演習B						
インド思想文献演習A						
インド思想文献演習B						
インド思想文献演習C						
インド思想文献演習D						
仏教思想文献演習A						
仏教思想文献演習B						
仏教思想文献演習C						
仏教思想文献演習D						
	計	20~28	—			
地 理 歴 史 (高 校 の み)	日 本 史	—	1	免許教科 社会の「日本史」の科目と同じ	文 学 部	
	外 国 史	—	1	免許教科 社会の「外国史」の科目と同じ		
	人文地理学及び自然地理学	—	1	○印のついた2科目から1科目以上および ○印のついた自然地理学2科目から1科目以上選択必  ○印のついた2科目から 1科目以上選択必修		○ 地理学概論A
						○ 人文地理学概論
						○ 地理学概論B
						○ 自然地理学概論
	地 誌	—	1			国土空間論(地理学)
						社会経済地域論(地理学)
地表変動論						
○ 地域学A(地誌学)						
	計	—	20~36			

免許 教科	教科に関する科目	最低修得単位数		該 当 授 業 科 目	開設学部		
		中学校一種	高等学校一種				
公 民 （ 高 校 の み ）	「法学基礎及び(国際法Ⅰ又は国際法Ⅱ)から1科目」若しくは「政治学原論及び国際政治学」のいずれかを選択必修	—	1	○ 法学基礎	教養教育		
				○ 国際法Ⅰ		法 学 部	
				○ 国際法Ⅱ			
				○ 政治学原論			
				○ 国際政治学			(隔年開講)
				統治システム論			
				政治思想史Ⅰ			
				政治思想史Ⅱ			
				中国政治史研究A			
				中国政治史研究B			文 学 部
ヨーロッパ政治社会史研究							
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	—	1	○ 社会学Ⅰ (隔年開講)	法 学 部			
			○ 社会学Ⅱ (隔年開講)	教養教育			
			マイクロ経済学入門				
			マクロ経済学入門				
			国際経済学Ⅰ		経 済 学 部		
国際経済学Ⅱ							
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	—	1	免許教科 社会の「哲学、倫理学、宗教学」の科目と同じ	文 学 部			
			認知心理学	教 育 学 部			
			知覚心理学				
			対人心理学				
計	—	20~36					
外 国 語 （ 英 語 ）	英語学	1	1	○ 英語学概論	文 学 部		
				○ 英文法			
				○ 現代英語演習			
				英語音韻論			
				近代英語演習A			
				近代英語演習B			
				英語史			
				英語文体論			
				中期英語演習			
				英米文学		1	1
○ アメリカ文学史講義							
○ 英語圏文学講義							
イギリス文学史講義B							
イギリス小説文学演習A							
イギリス小説文学演習B							
英語圏文学演習							
エスニック文学講義							
現代アメリカ文学演習							
アメリカ詩文学演習A							
アメリカ詩文学演習B							
アメリカ文学演習							
イギリス詩文学演習A							
イギリス詩文学演習B							
英語コミュニケーション	1	1	○ 英語表現演習Ⅰ(英作文)	文 学 部			
			○ 英語表現演習Ⅱ(クリエイティブ・ライティング)				
			○ 英語表現Ⅰ(英会話)				
英語表現Ⅱ(英会話)							
異文化理解	1	1	○ 比較文化A				
計	20~28	20~36					

免許 教科	教科に関する科目	最低修得単位数		該 当 授 業 科 目	開設学部
		中学校一種	高等学校一種		
外国語 (ドイツ語)	ドイツ語学	○印のついた3科目から1科目以上選択必修 1 1		○ドイツ語学講義A ○ドイツ近現代語学演習A ○ドイツ近現代語学演習B ドイツ語学講義B ドイツ語学理論演習A ドイツ語学理論演習B	文学部
	ドイツ文学	○印のついた5科目から1科目以上選択必修 1 1		○ドイツ文学講義 ○ドイツ文学史A ○ドイツ文学史B ○ドイツ文学基礎演習A ○ドイツ文学基礎演習B ドイツ文学語学入門 ドイツ短編演習A ドイツ短編演習B ドイツ近現代文学演習A ドイツ近現代文学演習B ドイツ文学理論演習A ドイツ文学理論演習B ドイツ語圏文学語学発展演習A ドイツ語圏文学語学発展演習B	
	ドイツ語コミュニケーション	○印のついた2科目から1科目以上選択必修 ○印のついた科目は必修 1 1		○ドイツ語学発展演習C ○ドイツ語会話基礎演習B ドイツ語学発展演習D ドイツ語会話基礎演習A	
	異文化理解	1	1	○比較文化B	
	計	20~28	20~36		
外国語 (フランス語)	フランス語語学	○印のついた4科目から1科目以上選択必修 1 1		○フランス語学特別演習A ○フランス語学特別演習B ○フランス語中級文法A ○フランス語中級文法B フランス語学講義A フランス語学講義B	文学部
	フランス文学	○印のついた3科目から1科目以上選択必修 1 1		○フランス文学史A ○フランス文学史B ○フランス文学史C フランス文学講義A フランス文学講義B 現代フランス文学序説A 現代フランス文学序説B 現代フランス文学序説C フランス文学基礎演習I フランス文学基礎演習II 近代フランス文学演習A 近代フランス文学演習B 20世紀フランス文学演習A 20世紀フランス文学演習B フランス文化論演習A フランス文化論演習B 日仏比較文化論演習A 日仏比較文化論演習B 現代フランス文学演習A 現代フランス文学演習B	
	フランス語コミュニケーション	○印のついた4科目から1科目以上選択必修 ○印のついた科目は必修 1 1		○フランス語会話A ○フランス語会話B ○フランス語コミュニケーションA ○フランス語コミュニケーションB フランス語作文A フランス語作文B	
	異文化理解	1	1	○比較文化C	
	計	20~28	20~36		

○印は一般的、包括的科目を示す。

(3) 教職に関する科目と履修方法（教職に関する科目は専門教育科目の自由選択科目に算入できる）

教職に関する科目の区分			該当授業科目	単位数	履修 セメスター (注1)	必要修得単位数		
						中学校	高等学校	
第二欄	教職に関する科目の意義等	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	2	3	2	2	
		教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。)						
		進路選択に資する各種機会提供等						
第三欄	教育に関する基礎理論	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	2	3	6	6	
		幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	○児童・青年期発達論	2	5			
		教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度	2	4			
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論	2	5	2	2	
		国語	国	○国語教育学概論Ⅰ	2	3	4	4
				○国語教育学概論Ⅱ	2	4		
				国語教育基礎論	2	3		
				国語科教育方法論	2	5		
				国語カリキュラム・教材構成論	2	5		
				国語科教材研究演習	2	4		
				国語科学習開発論	2	4		
		社会	社会	○社会科教育論	2	3	4	/
				△地理歴史科教育論	2	4		
				社会系(地理歴史)教科指導法	2	3		
				社会系(地理歴史)カリキュラムデザイン論	2	5		
				△公民科教育論	2	4		
				社会系(公民)教科指導法	2	3		
		地理歴史	地理歴史	○地理歴史科教育論	2	4	/	4
				社会系(地理歴史)教科指導法	2	3		
				社会系(地理歴史)カリキュラムデザイン論	2	5		
		公民	公民	○公民科教育論	2	4	/	4
				○社会系(公民)教科指導法	2	3		
		英語	英語	○英語教育学概論Ⅰ	2	4	4	4
				○英語教育学概論Ⅱ	2	5		
				英語教育方法論	2	5		
				英語教育カリキュラム論	2	5		
				英語教材構成論	2	4		
				英語授業プランニング論	2	4		
				英語教材研究ワークショップ	2	4		
		ドイツ語	ドイツ語	○ドイツ語科教育法	2	文学部 2年 又は 3年	4	4
ドイツ語教育学概論	2							
ドイツ語科教育方法論	2							
フランス語	フランス語	○フランス語科教育法	2	文学部 2年 又は 3年	4	4		
		○フランス語教育学概論	2					
		フランス語科教材論	2					

教職に関する科目の区分		該当授業科目	単位数	履修 セメスター (注1)	必要修得単位数		
					中学校	高等学校	
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	道徳の指導法	○道徳教育指導法	2	5	2	(注3)
		特別活動の指導法	○特別活動指導法	2	4	2	2
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	○教育方法・技術論	2	6	2	2
	生徒指導教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	2	4	2	2
		進路指導の理論及び方法					
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談	2	6	2	2
第五欄	教育実習		○教育実習指導C (中学校4セメ, 高校6セメ)	1	4又は6	1	1
			○中・高等学校教育実習Ⅰ (9月と10月実施・各2週間)	4	5	4	
			○中・高等学校教育実習Ⅱ (6月実施・2週間)	2	7		2
第六欄	教職実践演習		○教職実践演習(中・高)	2	8	2	2
	介護等体験(特別支援学校2日間, 社会福祉施設5日間)				3又は4	必要	
計						31	27 (注4)

注1 履修セメスターが「3又は5」,「4又は6」とある科目は隔年開講で, 奇数年又は偶数年に開講する。

注2 「各教科の指導法」の単位の修得方法は, それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得すること。

○印は免許状取得のための必修科目を, △印は社会の免許状取得のための選択必修科目を示す。

教員を目指す学生には, 「教科の指導法」に関する選択科目も必要な科目なので幅広く履修すること。

注3 「道徳の指導法」は高等学校の免許には必要ないが, 修得した単位は「教科又は教職に関する科目」に算入できる。

注4 27単位は広島大学で定めた高等学校免許状取得の必要修得単位数。(高等学校の最低修得単位数23単位を超えて修得した4単位(27-23)については「教科又は教職に関する科目16単位」に算入できる。)

## 教員免許取得にあたっての留意事項

### 1. 取得予定教員免許状登録(取得希望免許調査)

1年生の1月頃に取得希望の学校種(中・高校)と教科名を調査し登録します。免許取得を迷っている学生も登録しておいてください。登録しておかないと4年生の「教職実践演習」が受けられなくなり、教員免許を取得できません。

### 2. 介護等体験履修要領(中学校免許取得希望者のみ)

中学校の免許を取得する学生は, 介護等の体験が義務づけられています。2年生になったら東広島市近在の特別支援学校において2日間, 社会福祉施設等において5日間, 計7日間の体験を行うこととなります。体験終了後にそれぞれの証明書が発行され, それを免許状申請時に添付することになっています。

#### ○介護等体験実施スケジュール

1年生の11月頃 介護等体験希望調査

2年生の4月 介護等体験事前指導(春季休業中)

- 2年生の4月下旬 介護等体験申込
- 2年生の5月～12月 特別支援学校で実習
- 2年生の8月～翌年1月 社会福祉施設等で実習

**注：2年生の介護等体験を受けないと3年生の教育実習Ⅰの受講資格がありません。  
その結果、4年間での中学校の免許取得が難しくなります。**

### 3. 教育実習履修要領

中学校及び高等学校教諭免許状を取得しようとする学生は、教育実習指導Cの1単位と中・高等学校教育実習Ⅰの4単位を、高等学校教諭免許状を取得しようとする学生は、教育実習指導Cの1単位と中・高等学校教育実習Ⅱの2単位を修得してください。

#### 履修における注意事項

- ・ **教育実習は、事前に行われる説明会やオリエンテーションに出席していなければ受講できません。**
- ・ **説明会、オリエンテーション、実習全てにおいて無断欠席・遅刻等は認められません(即実習停止もあります)。また、服装や身だしなみ等についての指導もあります。**

#### ○教育実習指導Cの事前受付

授業区分	対象学生	開設期	単位	授業内容
教育実習指導C	中学校及び高等学校教諭免許状 取得希望者	4	1	講義及び演習
	高等学校教諭免許状のみ 取得希望者	6	1	講義及び演習

注：受講希望者の受付は1月下旬にある説明会でされます。開設期「4」は1年生1月に、開設期「6」は2年生の1月に参加してください。もみじからのメールや掲示に注意してください。(説明会以後に受講者の受付はありません)

備考 教育実習指導の受講にあたっては、出席、遅刻、学習態度、レポート提出などが厳格に評価される点に十分留意してください。

#### ○教育実習(本実習)の事前受付

実習区分	対象学生	開設期	単位	実習施設
中・高等学校 教育実習Ⅰ	中学校及び高等学校教諭免許状 取得希望者	5 (9・10月)	4	各附属中・高等学校
中・高等学校 教育実習Ⅱ	高等学校教諭免許状 取得希望者	7 (6月)	2	各附属中・高等学校

注：受講希望者の受付は1月下旬にある説明会でされます。教育実習Ⅰは2年生の1月に、教育実習Ⅱは3年生の1月に参加してください。

## ○教育実習(本実習)の受講資格

### (ア) 中・高等学校教育実習Ⅰ(4単位, 中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合)

- <1> 教育実習指導Cの単位を修得していること。
- <2> 介護等体験(2年次に履修)を終了していること。
- <3> 2年生後期終了時点で次の単位を修得していること。

ただし,本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は,3年生前期終了時点とする。(該当する学生は,必ず留学前に申し出ること)

### ○教職に関する科目

必修(4単位)	各教科の指導法(4単位)
選択(右から8単位)	教職入門, 教育の思想と原理, 教育と社会・制度, 生徒・進路指導論, 特別活動指導法(計10単位)
合計	12単位以上

### ○教科に関する科目

10単位以上

### (イ) 中・高等学校教育実習Ⅱ(2単位, 高等学校教諭免許状のみ取得する場合)

- <1> 教育実習指導Cの単位を修得していること。
- <2> 3年生後期終了時点で次の単位を修得していること。

### ○教職に関する科目

必修(4単位)	各教科の指導法(4単位)
選択(右から14単位)	教職入門, 教育の思想と原理, 教育と社会・制度, 児童・青年期発達論, 教育課程論, 教育方法・技術論, 生徒・進路指導論, 特別活動指導法(計16単位)
合計	18単位以上

### ○教科に関する科目

10単位以上

## 4. 教職実践演習履修要領(教員免許ポートフォリオ)

### ○教職実践演習

「教育職員免許法施行規則」の一部改正により,平成22年度入学生から「教職実践演習」(4年生の後期の授業)が新設されました。この授業は,教員として必要な知識技能などが習得できていることを確認する授業となっています。そのため,それらの知識技能などを習得できているという証拠や振り返るための資料を残していく必要があります。文部科学省は,“履修カルテ”を作成することを求めています。この“履修カルテ”に対応するものを,広島大学では『教員免許ポートフォリオ』と呼んでいます。

## ○教員免許ポートフォリオ

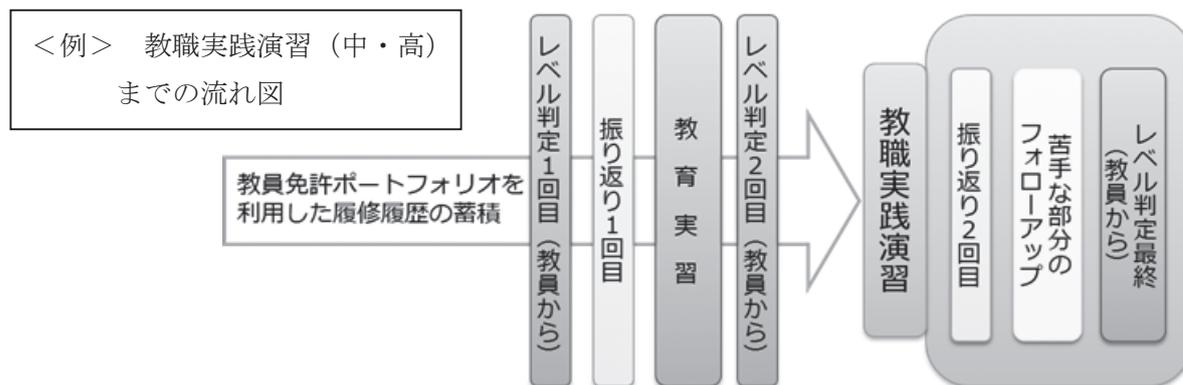
教員として必要な知識技能などを習得しているという証拠や振り返るための資料を、広大スタンダードの8規準それぞれにおいて、授業や実習で残していくことができます。また、それらを利用して、振り返りを行ったり、教職実践演習への活用を行ったりしていきます。さらに、広大スタンダードの8規準それぞれについて、現在の到達レベルを3段階で確認することができます。

広大スタンダードの基準(中・高免許用)

広大スタンダード		知識・技能(例示)
規準1	教科の指導内容に関して十分な知識や技能を獲得している。	各教科に関する内容
規準2	学習や発達に関する理解を統合した指導計画を立案することができる。	各教科の指導法
規準3	教材や指導法などについて知識を持ち、授業実践ができる。	各教科の指導法
規準4	児童・生徒の学習を評価することができる。	各教科の指導法
規準5	児童・生徒を理解し、信頼的な関係を築いて指導することができる。	心身の発達、生徒・進路指導、教育相談
規準6	学級経営などを理解している。	教育課程、教育の方法・技術、特別活動
規準7	学校や教育を取り巻く基礎的な知識を獲得している。	教員の役割、教育理念・制度
規準8	教育者に求められる資質や能力(使命感、教育的愛情、対人関係能力など)を備えている。	教育実習

## ○教職実践演習までの流れ

教職実践演習は、教員免許を取得する際の必修の科目となります。教職実践演習を履修する場合、教員免許の取得を希望する校種・教科のうち、教育実習を受講する際の校種・教科で教員免許ポートフォリオに評価材を蓄積していく必要があります。校種・教科によっては1 Semesterから蓄積が始まります。教員免許の取得を少しでも考えている場合は、下記のホームページで、いつ、何を必要とするのか、必ず確認しておいてください。このことは、ホームページの「免許種および教科の選択」のページでダウンロードできる資料「評価材一覧」から確認できますが、ログインするためには、「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ホームページの使用方法について、「My もみじ」とおして連絡がありますので、必ず確認してください。分からないことがあれば、チューターや、下記の問い合わせ先まで連絡してください。



教職実践演習・教員免許ポートフォリオのページ  
 URL <http://home.hiroshima-u.ac.jp/eport/>

### 問い合わせ先

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
教職実践演習について	教育学研究科支援室 (学士課程担当)	082-424-6725	kyoiku-gakusi@office. hiroshima-u.ac.jp
教員免許ポートフォリオ について	教員免許ポートフォリオ支援室 (教育学部管理棟1階)	082-424-4683	e-port@office. hiroshima-u.ac.jp

### ○教職実践演習の履修

教職実践演習では、「教員免許ポートフォリオ」が重要な役割を果たします。評価材一覧に沿って、セメスターごとに評価材を蓄積し、決められた時期に「自己振り返り」を行い、「教員によるレベル判定」を受けてください。

教職実践演習（中・高）を履修する場合は、中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認めます。教育実習の単位を修得できなかった場合は、教職実践演習の履修を中止とし単位を認めません。

### 5. 免許状授与の申請手続

免許法第5条第1項の規定により、免許状の授与を願い出る者は、学生支援グループで一括申請する。また、4年次の10月頃に所定の用紙を交付するので、次に掲げる書類等を期限までに提出すること。（掲示に注意しておくこと。）

提出書類

1. 教育職員免許状授与申請書等（所定の用紙）－申請する免許状1種類につき1式
2. 学力に関する証明書（学生支援グループで作成）
3. 免許状申請手数料 3,400円納入（申請する免許状1種類につき）

提出先 文学部学生支援グループ

提出期日 10月下旬

なお、提出が遅れた場合など、卒業後に免許状の授与を申請するものは、個人で各都道府県教育委員会に提出する方法もあります。

## 教員免許取得スケジュール

### 教員免許取得に必要な実習等（履修年次）

中学校免許または中学校・高等学校両方の免許	高等学校免許のみ
・介護等体験(2年) ・教育実習指導C(2年)－説明会:1年生の1月 ・教育実習Ⅰ(3年)－説明会:2年生の1月	・教育実習指導C(3年)－説明会:2年生の1月 ・教育実習Ⅱ(4年)－説明会:3年生の1月

### 注：授業科目の開設期は変更になることがあるので掲示や通知に注意

開設期	授業科目名	実習説明会・実習時期等
1セメ	コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB	
2セメ	情報活用演習 日本国憲法 健康スポーツ科学 スポーツ実習A/B	10月:「介護等体験」受講希望調査票提出(注1) 1月頃:取得予定教員免許状登録(取得希望届提出) 1月下旬:「教育実習指導C」説明会・受講登録(注1)
3セメ	教職入門 教育の思想と原理 国語教育学概論Ⅰ 社会科教育論 社会系(地歴)教科指導法 社会系(公民)教科指導法	4月上旬:「介護等体験」事前指導(注2) 5月～11月:介護等体験実習(特別支援学校で2日間) 8月～翌年1月:介護等体験実習(社会福祉施設等で5日間)
4セメ	教育と社会・制度 国語教育学概論Ⅱ 地理歴史科教育論 公民科教育論 英語教育学概論Ⅰ 特別活動指導法 生徒・進路指導論 教育実習指導C(注1)	1月下旬:「教育実習指導C」説明会・受講登録(注3) 1月下旬:中・高等学校教育実習説明会・受講登録(注1)
5セメ	児童・青年期発達論 教育課程論 英語教育学概論Ⅱ 道徳教育指導法	9月・10月:中・高等学校教育実習Ⅰ(注1、4週間)
6セメ	教育方法・技術論 教育相談 教育実習指導C(注3)	(11月中旬:教育実践特別講座(希望者のみ、教育学部)) 1月下旬:中・高等学校教育実習説明会・受講登録(注3)
7セメ		6月:中・高等学校教育実習Ⅱ(注3、2週間) (7月:公立学校教員採用試験)
8セメ	教職実践演習	10月:教育職員免許状授与申請

注1：中学校または中・高校免許の取得希望者

注2：介護等体験は、定期健康診断を受診し、賠償保険に加入していることが条件です。

注3：高等学校免許のみ取得希望者

注4：事前指導、事前説明会や実習を無断欠席・遅刻した場合は実習停止となります。

注5：7セメの教育実習と公務員・企業等への就職活動が重なることがあるので注意。

# 13 学芸員となる資格の取得について

## (学芸員の職務)

学芸員とは、博物館法に則り博物館におかれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動などの多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っている。

## (学芸員の資格)

学芸員となる資格は、博物館法第5条に規定されており、学士の学位を有し、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得することによって得ることができる。

ただし、ここでいう「資格」とは所要の要件を満たすことにより、学芸員となる資格を有するというものであり、教育職員免許状のように、免許状のようなものが与えられるものではなく、博物館に任用されることによって初めて学芸員となることができるものである。

## (大学において修得すべき博物館に関する科目の単位)

学芸員の資格取得に必要な科目とその単位数は、博物館法施行規則第1条に規定されており、本学において開講される科目との関係を示すと次のとおりである。

なお、学芸員資格取得については、学芸員資格取得特定プログラムへ登録手続きを行うことによって履修することになっているので、詳細については、所属する学部の学生担当窓口やホームページで確認すること。1月下旬に説明会が開催されるので資格取得希望者は出席してください。

平成27年度入学生用 学芸員資格取得特定プログラム履修表

大学において修得すべき博物館に関する科目及び単位		本学開講科目					要修得単位数
		開設学部等	本学開講授業科目	単位数	履修期	履修区分	
生涯学習概論	2	教育学部	社会教育学	2	3セメ	選択必修	2
			生涯活動教育論	2	4セメ		
博物館概論	2	総合博物館	博物館概論	2	3セメ	必修	2
博物館経営論	2	総合博物館	博物館経営論	2	4セメ	必修	2
博物館情報・メディア論	2	総合博物館	博物館情報・メディア論	2	5セメ	必修	2
博物館資料論	2	総合博物館	博物館資料論	2	6セメ	必修	2
博物館資料保存論	2	総合博物館	博物館資料保存論	2	5セメ	必修	2
博物館展示論	2	総合博物館	博物館展示論	2	6セメ	必修	2
博物館教育論	2	教育学部	教育の思想と原理	2	3セメ	必修	3
		総合博物館	博物館教育論	1	4セメ	必修	
博物館実習	3	総合博物館	博物館実習1(学内実習)	2	6セメ	必修	3
			博物館実習2(館園実習)	1	7セメ	必修	
合計	19					合計	20

注1：本プログラムの登録にあたっての制限は設けない。ただし、「博物館実習1(学内実習)」及び「博物館実習2(館園実習)」は受講定員を60名とする。

注2：博物館実習の受講条件

「社会教育学又は生涯活動教育論の内1科目」、博物館概論、博物館経営論、博物館資料保存論、博物館教育論、教育の思想と原理、博物館情報・メディア論から10単位以上修得していること。博物館実習2は博物館実習1を修得し、原則として、全ての博物館関連科目を修得していること。

**(平成 23 年度以前入学生への経過措置:平成 23 年 6 月 29 日 文部科学省通知)**

学芸員養成課程の改正にあたっては、①平成 24 年 4 月 1 日以前から大学(大学院生は除く)に在学し、②在学中に博物館に関する科目を全て修得し、③当該大学を卒業する、という3つの要件がそろっている場合のみ、旧科目の単位数で資格を取得することができます。想定される事例ごとに取扱いを整理すれば、以下の表のとおりとなります。

類 型		取 扱 い
①平成 24 年 4 月 1 日以後に入学した者		新しい科目・単位数の修得が必要
平成 24 年 4 月 1 日以前から在籍している者	②引き続き当該大学(大学院を除く)に在籍して卒業した者(留年した場合を含む)	現行の科目・単位数の修得で可
	③大学院に進学した者	新しい科目・単位数の修得が必要
	④他の大学から編入学した者	新しい科目・単位数の修得が必要

※③及び④の場合、既に修得した旧科目の単位については、当該科目に相当する新科目の単位とみなすことが可能。

**(平成 24 年 3 月 31 日までに修得済みの旧科目は、新科目に読み替え可能)**

「博物館に関する科目」新旧対照表

旧 科 目		新 科 目		新科目の平成 26 年度開講部局
科 目 名	単位数	科 目 名	単位数	
生涯学習概論	1	生涯学習概論	2	教育学部
博物館概論	2	博物館概論	2	総合博物館開講
博物館経営論	1	博物館経営論	2	総合博物館開講
博物館資料論	2	博物館資料論	2	総合博物館 平成 26 年度から開講
		博物館資料保存論(注3)	2	
		博物館展示論(注3)	2	
		博物館教育論	2	総合博物館開講
博物館情報論(注2)	1	博物館情報・メディア論	2	総合博物館開講
視聴覚教育メディア論(注2)	1			
教育学概論(注1)	1			
博物館実習	3	博物館実習 1・2	3	
8 科目 12 単位		9 科目 19 単位		

注1. 「教育学概論」は、旧科目から新科目への読み替えはできません。

注2. 「博物館情報論」と「視聴覚教育メディア論」は、単独での読み替えはできません。両方を合わせて修得している場合に限り、旧科目から新科目への読み替えができます。

注3. 「博物館資料保存論」「博物館展示論」「博物館教育論」は旧科目からの読み替えはできません。

# 14 広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 派遣学生(第 3 条—第 10 条)

第 3 章 特別聴講学生(第 11 条—第 18 条)

第 4 章 雑則(第 19 条)

附則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)

(2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学

- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置について行う協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置について行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

- 2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。
- 3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- 2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願い出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

- 2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

### 第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。

この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れられる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。))の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

### 第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学科及び授業料)

第 17 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校の場合は、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

(1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

#### 第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

(略)

附 則(平成 25 年 11 月 19 日規則第 94 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

## 15 外国における語学研修修了生の 単位認定について

平成 25 年 2 月 4 日教務委員会一部改正

語学研修のため長期及び短期留学（私費を含む）を行った学生で、下記の条件を満たした者に、本学文学部の単位に換算して認定する。

### 方 法

#### 長期留学

- 1 外国での研修機関は大学，大学附属施設機関とする。
- 2 留学の期間は，最低半年に相当するものとする。
- 3 留学先から密封された「評価表」を受け取って帰国する。
- 4 帰国後，「単位認定願」に上記「評価表」を添えて，文学部に提出する。
- 5 文学部で認定する単位は，30 時間の研修をもって「専門教育科目」2 単位とし，最高 24 単位までとする。

また，「教養教育科目」の授業として適当と教務委員会が判断する場合は，24 単位の内に含まれる。

#### 短期留学

- 1 外国での研修機関は大学，大学附属施設またはそれらに準ずる機関とする。
- 2 研修の期間は，最低 30 時間に相当するものとする。
- 3 あらかじめ文学部において，「評価依頼状」および「評価表」を作成しておく。（いずれも当該言語で）
- 4 学生はその「評価依頼状」および「評価表」を持って渡航し，研究期間の冒頭に，研修先の指導教員にわたす。
- 5 研修修了後，研修先の指導教員から密封された「評価表」を受け取って帰国する。
- 6 帰国後，「単位認定願」に上記「評価表」を添えて，文学部に提出する。
- 7 文学部で認定する単位は，30 時間の研修をもって専門教育科目（文学部提供教育プログラム共通科目群の「海外語学研修」または専門分野の「専門（基礎）科目」）2 単位とし，最高 4 単位までとする。その成績評価は「認定」とする。

また，「教養教育科目」の授業として適当と教務委員会が判断する場合は，4 単位の内に含まれる。

# 16 AIMS-HUプログラム(ASEAN international Mobility for Students Program)派遣学生の単位認定について

平成 26 年 1 月 6 日教務委員会承認

平成 26 年 1 月 20 日教授会承認

A I M S - H U プログラム派遣学生が修得した単位の認定方法は次により行う。

- 1 留学先から「成績表」を受け取って帰国する。
- 2 帰国後、所定の「単位認定願」に上記成績表を添えて文学部に提出する。
- 3 成績表の「授業科目名・単位数」の読み替えはしないで、そのまま認定する。
- 4 その成績評価は「認定」とする。
- 5 修得単位は、専門教育科目の「自由選択科目」として卒業要件単位に算入できる。
- 6 自由選択科目以外の「専門基礎科目又は専門科目」に読み替えて認定する場合は、教務委員会に諮るものとする。

(例) A I M S - H U プログラムの授業科目

A I M S - H U プ ロ グ ラ ム	Basic Thoughts of Asia	3 単位
	Language and Culture	3 単位
	Thai Literature and Culture	3 単位
	Thai History	3 単位
	Asian History	3 単位
	Humanities	3 単位
	Interdisciplinary Subjects	3 単位
	Selected Study in Cultural Studies I	3 単位

## 17 放送大学との単位互換について

### 1. 履修できる授業科目の範囲について

放送大学で開講されるすべての授業科目の履修を認める。

### 2. 認定科目区分及び認定単位数について

教養教育科目として26単位、専門教育科目として4単位を限度として認めることができる。

ただし、下記に留意すること。

- (1) 教養教育科目のうち、教養ゼミ、情報科目及びスポーツ実習科目を除く。
- (2) 専門教育科目のうち、卒業論文指導を除く。
- (3) 外国語科目については、1単位として（放送大学では2単位）認定する。
- (4) 放送大学で履修しようとする学生は、事前に学部長へ申し出て指示を受けること。

## 18 早期卒業について

1. 第2年次終了時、110単位以上（教職に関する科目を除く。）を履修し、かつGPAが80以上である者が所定の期日までに早期卒業希望を願い出た場合、早期卒業予定者として認める。
2. 早期卒業予定者は、第3年次に7・8 Semesterの授業科目を履修することができる。
3. 第3年次終了時若しくは第4年次前期終了時、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、文学部専門教育科目のGPAが85以上である者とする。

$$\text{平均評価点} = \left( (\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1) \right. \\ \left. (\text{GPA}) \quad / \quad (\text{総登録単位数} \times 4) \right) \times 100$$

## 19 広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第22条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第32条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第2条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科にあっては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

- (1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間の最長年限は、通則第6条又は大学院規則第10条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第4条 長期履修を希望する者は、前期は4月1日から4月15日までに、後期は10月1日から10月15日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の規定による願い出があったときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。
- 3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第5条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

- 2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。
- 3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は1回に限るものとする。
- 4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

(略)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

## 20 文学部の長期履修学生制度について

平成 26 年 3 月 5 日教務委員会一部改正

### 1. 長期履修学生制度とは

職業を有している等の事情により、通常の修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することができる制度です。

この制度による授業料は、通常の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることができます。

### 2. 対象となる学生

長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で長期履修を希望する者です。

- (1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

### 3. 長期履修の期間

長期履修の期間は、在学年限の範囲内で本学部は 8 年を限度とします。

### 4. 申請手続き等

長期履修を希望する場合は、入学後の履修ガイダンスを受けた後、チューター（指導教員）と相談のうえ履修計画を立てる必要があります。

なお、手続期間や提出書類等詳細は、文学部学生支援グループに照会してください。

## 21 フェニックス入学生に対する外国語科目履修上の特別措置について

平成 24 年 5 月 28 日教務委員会承認

平成 24 年 6 月 18 日教授会承認

次の専門分野では、申請により、外国語科目に代えて他の科目の履修を認めることがあります。この特別措置を希望する場合は、入学後の履修ガイダンスを受けた後、チューター（指導教員）と相談のうえ、授業開始後 1 週間以内に申請してください。

なお、提出書類等詳細は文学部学生支援グループに照会してください。

専門分野	特別措置対象の外国語科目	履修を要する外国語科目
インド哲学・仏教学	英語・初修外国語	
中国思想文化学	英語	初修外国語
日本史学	英語	初修外国語
東洋史学	英語	初修外国語
西洋史学	初修外国語	英語
文化財学	英語・初修外国語	
日本文学語学	英語・初修外国語	
中国文学語学	英語	初修外国語

ただし、専門分野の決定は学生便覧の専門 46 ページに記載されている「学生のコース・主専攻プログラム決定について」に基づいて行われます。志望者の数が各プログラムの受け入れ可能数を超える場合は、1 年次の学業成績に基づいて選考が行われます。志望者の数と学業成績によっては希望の専門分野に入れない場合があることに留意してください。

申請時の留意事項：

1. 特別措置を申請する学生は、主として履修する外国語科目をチューターと相談のうえ決定する。
2. 外国語科目に代えて履修する「他の科目」の単位数は、特別措置の対象となった外国語科目の単位数とし、教養教育科目と専門教育科目の中から選択する。
3. 初修外国語として履修する領域科目のインテンシブ外国語科目 4 単位のうち 2 単位を「他の科目」とすることができる。

## 22 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第 6 条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

(略)

附 則(平成 22 年 3 月 5 日 一部改正)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 23 広島大学転学部の取扱いに関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第36条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における転学部の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

(公示)

第3条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12月15日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1月10日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

(手続)

第4条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第1号)を2月1日から2月10日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチューターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第2号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第5条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を3月31日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第6条 転学部の許可の時期は、4月1日とする。

(配属年次)

第7条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として2年次とする。

(在学年限)

第8条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第9条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願い出ることにはできない。

附 則(平成18年2月20日 一部改正)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

## 24 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成26年7月14日規則第74号)

この規則は、平成26年7月14日から施行し、この規則による改正後の広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則の規定は、平成26年6月1日から適用する。

## 25 身体等に障害のある学生に対する試験等 における特別措置について(申合せ)

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

### A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

### B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

### C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

#### 【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 \*1、②普通文字の読み上げ、③録音テープの再生、④フロッピーディスク \*2、などによる。
- 2 解答形式は、①点字 \*1、②口頭、③テープ録音、④ワープロ \*3、などによる。
- 3 上記 1 及び 2 のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

#### 【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

#### 【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。

- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

#### 【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ \*4、②口頭 \*5、③テープ録音、④代筆 \*6、などによる。
- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式 \*7 などによることも可能とする。
- 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

#### 【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記1に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

#### 【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考にしながら、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

#### 《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種別や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。  
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
  - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の1.5倍
  - (2) 弱視者に対しては1.3倍
  - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては1.3倍
  - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により1.3倍又は1.5倍の時間延長が認められている。

- 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のような配慮をする。
    - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
    - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
    - (3) その試験の前後とも授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
    - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
    - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
  - 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポート作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。
  - 4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。
- \*1 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の点訳を依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかることを考慮する必要がある。
- また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とすることがあったり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。
- 点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせる、②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。
- \*2 フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に、行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については、本人と協議する。
- \*3 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロシステムがある。
- \*4 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手でキーを叩く入力の方法以外に、くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者もいる。
- \*5 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。
- \*6 代筆者の選定にあたって、上記\*5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。

- \*7 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がある。そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたいので、自由に記述させる解答方法もある。

D 特別措置の周知と申請

- 1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。
- 2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)  
なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。
- 3 申請をうけた教務担当は、当該授業の担当教員に連絡する。
- 4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(注)(平成17年11月1日 一部改正)

この申合せは、平成17年11月1日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成17年7月15日から適用する。

(略)

(注)(平成20年5月14日 一部改正)

この申合せは、平成20年5月14日から施行する。

## 26 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成16年4月1日規則第111号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第2項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第3条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第4条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

- 2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。
- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

附 則(平成17年1月18日規則第2号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

## 27 広島大学学生生活に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

(3) 連絡先

(4) 代表責任者の氏名

(5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
  - (2) 日時及び場所
  - (3) 責任者の氏名
  - (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)
- (掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示，立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内，立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし，この期間を経過した掲示物及び立看板は，掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず，配付責任者において回収し，その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が，学内において，拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は，授業，研究及び診療等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は，大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は，この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は，この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は，この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

## 28 広島大学学生証取扱細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成16年4月1日規則第15号)第2条第2項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第3条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第4条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限の末日までとする。ただし、修業年限又は標準修業年限を超えて在学する場合の有効期間は、発行の日から当該年度の末日までとする。

(提示)

第5条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第6条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第7条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第8条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第4条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第2条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第4条本文中「学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあつては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成23年10月18日 一部改正)

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

## 29 広島大学学生表彰規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 理事(教育担当)、副学長(学生支援・附属学校担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 51 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 30 社会貢献活動に従事したことに関する 証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第 1 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 3 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動
- (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第 4 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 5 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第 6 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 7 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第 8 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日 一部改正)

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

— 別記様式省略 —

# 31 広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 130 号)

広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 56 条の規定に基づき、広島大学ピア・サポート・ルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピア・サポート・ルーム(以下「ピア・サポート・ルーム」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 ピア・サポート・ルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

- (1) 本学が実施する広島大学ピア・サポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピア・サポーター」という。)数十人
  - (2) 本学が実施する広島大学ピア・アドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピア・サポーターに助言をする者(以下「ピア・アドバイザー」という。)若干人
  - (3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピア・サポーター及びピア・アドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人
- 2 ピア・サポーター及びピア・アドバイザーの任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 専門アドバイザーの任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 条 ピア・サポート・ルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(設置場所)

第 5 条 ピア・サポート・ルームは、学生プラザ 4 階に設置する。

(開室時間)

第 6 条 ピア・サポート・ルームの開室時間は、原則として、通則第 9 条に規定する休業日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(事務)

第 7 条 ピア・サポート・ルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、ピア・サポート・ルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成 22 年 5 月 14 日規則第 104 号)

この規則は、平成 22 年 5 月 14 日から施行し、この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は、平成 22 年 4 月 6 日から適用する。

## 32 広島大学学生懲戒指針

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

### 広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

#### 1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

#### 3 懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

#### 4 懲戒の対象として検討する事件事故

##### (1) 懲戒等の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合  
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合  
停学又は訓告
- ③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合  
訓告
- ④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合  
学部等の指導(学部長厳重注意等)

##### (2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

##### (3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

##### (4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯(殺人, 強盗, 放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は, 「悪質性」も「重大性」も認められるため, 原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は, 原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招来した場合は, 原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転, 無免許運転, 著しい速度超過等)については, 原則として②に該当するものとし, 比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反, 一時停止違反等)については, ①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については, その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り, 原則として③に該当するものとする。

ただし, 悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは, ①に該当するものとし, 相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは, ②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については, 運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は, 当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については, ②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け, 又は学部等の指導を受けた者が, 再び懲戒に相当する行為をした場合は, より「悪質性」が高いものとみなし, 前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

5 懲戒の手続き

(1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合, 当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は, 速やかに学長に通報するとともに, 事実関係の調査に努め, その結果を学長に報告するものとする。

(2) 審査会

ア 学長は, 学部長等から報告のあった事件事故の中に, 懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは, 原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は, 副学長(学生支援・附属学校担当), 関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は, 関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について, 必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は, 関係学部等による調査報告に基づき, 当該事件事故に係る学生への懲戒の要否, 懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し, その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は, 審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は, 学長からの通知に基づき, 当該学生の懲戒について教授会の審議に付し, その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

(2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な状況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があったものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

## 8 懲戒に関する情報の取扱い

### (1) 告示

学長は、学生を懲戒したときは、当該学生が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

### (2) 証明書类等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

### (3) 推薦書類等への記載の禁止

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

## 9 雑則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

1 この指針は、平成26年4月1日から施行する。

2 この指針の施行の日前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、この指針による改正後の広島大学学生懲戒指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式(8関係)

## 懲戒告示

このたび、本学学生が学生の本分に反する行為を行ったため、広島大学通則第40条の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、告示する。

今後このような不祥事が再発しないよう、学生諸君の一層の自覚を促すものである。

記

事案の概要 ○○○○

懲戒の種類 ○○

処分年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

広島大学長

広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)の規定に基づき、運用等については以下のとおりとする。

記

1 広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について

原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。

2 指針 4(4)「懲戒の具体例」について

指針 4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針 4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方に依拠している。

もっとも、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。

例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めがたく、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。

また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。

次に、大麻などの薬物の所持、使用又は栽培などは、その行為が社会に与える影響を考慮し、行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ、原則①に該当することになる。

なお、指針 4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいえず、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。

3 指針 5「懲戒の手続き」について

- [1] 指針 5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり、審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- [2] [1]による意見陳述は、指針 5(5)の口頭又は文書による意見陳述にもって代えることができるものとする。
- 4 指針 8(3)「推薦書類等への記載の禁止」について
- 指針 8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

#### 附 則

この申合せは、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

#### 附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 33 広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの

(2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)

(2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者

(2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

- (1) 4月入学者 当該年度の8月末日
- (2) 10月入学者 当該年度の2月末日

4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であつて、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)
  - (2) その他学長が必要と認める書類
- (成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学金未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 前条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(略)

附 則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

— 別記様式省略 —

## 34 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、大学経営企画室、監査室、理事室及び東広島地区運営支援部をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証又はパスカードのいずれか及び構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の規定にかかわらず、本学の公用車、消防車等の緊急自動車、構内を警備する自動車その他本学の業務上及び安全管理上、必要があると認められる自動車に対しては、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が入構の許可を行うことができる。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に所属する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舎又はががら職員宿舎に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保

險の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の1年次生及び2年次生

ロ 池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 商用等のため構内を訪れる業者

(4) 部局等に所属する職員又は学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの。

イ 職員にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ 学生にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの

(5) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 前条第1号から第3号までに該当する者 次に掲げる期間

イ 毎年理事が定める日から4月15日まで

ロ 毎年理事が定める日から10月15日まで

ハ 4月16日以降及び10月16日以降(ただし、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。)

(2) 前条第4号から第6号までに該当する者 随時

2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。

3 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は、部局等の長は、当該各号に規定する期間を限度として、当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。

(1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1週間

(2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者 1月

(3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3月

4 前条の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート

管理要員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。

(2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし、その負担金(以下「利用者負担金」という)は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。

3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1) 駐車場を利用する期間1年	6,500円
(2) 駐車場を利用する期間半年	3,500円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料
3 パスカード再発行(1枚)	500円

4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額に事務手数料500円を加えた額とする。

5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求が、入構を中止する日が属する年度の3月末日までに受理されなかった場合は、この限りでない。

(1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額

(2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額

(3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額

(4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額

(5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に 500 円を乗じた額

(7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に 500 円を乗じた額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第 7 条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第 8 条 構内駐車証等の有効期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間を限度とする。

ただし、臨時構内駐車証にあつては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第 9 条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第 2 のとおりとする。

(遵守事項)

第 10 条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。

(3) 構内では、時速 20 キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。

(6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第 3 の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。

(2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第 1 号の規定により車両を固定された者は、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(事故処理等)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。  
(臨時の規制)

第 15 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 16 条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

#### 附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成 11 年 3 月 9 日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

#### 附 則(平成 26 年 11 月 20 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 11 月 20 日から施行し、この細則による改正後の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

# 35 広島大学研究生規則

(平成16年4月1日規則第10号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第53条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において1学期又は1学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第2条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

第3条 研究生を志願する者は、学期始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第4条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第5条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第1条及び第3条第1項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

- (1) 研究生研究継続許可願
- (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書
- 2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。
- (入学料)
- 第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。
- (研究料)
- 第8条 研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。
- 2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
- (指導教員)
- 第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。
- (費用の負担)
- 第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。
- (研究許可の取消し)
- 第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。
- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。
- (既納の検定料、入学料及び研究料の返還)
- 第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。
- (雑則)
- 第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。
- 附 則(平成24年5月15日規則第103号)
- この規則は、平成24年5月15日から施行する。

## 36 広島大学研究生規則文学部内規

(平成16年4月1日制定)

広島大学研究生規則文学部内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学研究生規則第5条の規定に基づき、文学部における願い出期限の特例を定めるものとする。

(願い出期限の特例)

第2条 願い出期限は、学期はじめの15日前までとする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

## 37 広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。))を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。  
(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
  - (2) 履歴書
  - (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
  - (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
  - (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
  - (6) 医師の健康診断書
- (受入れの許可)

第 4 条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不

徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

- 3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

(略)

附 則(平成25年3月12日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 文学研究科外国人研究生受入時のコミュニケーション能力に関する申合せ

平成23年12月5日 教務委員会改正

平成23年9月6日(火)部局長意見交換会で了承された「外国人研究生の入学時等の取扱いについて」に基づき、広島大学文学部・文学研究科に外国人研究生を受け入れる場合に必要とするコミュニケーション能力は次のとおりとする。

ただし、下記により受け入れる外国人研究生は除く。

- ①国費留学生及びこれに準じる者。
- ②国際交流協定校等から推薦された者。

**博士課程前期への入学を希望している者**

日本語検定試験N1又は1級の級位を有する者で、指導予定教員が直接面接し必要なコミュニケーション能力を確認した者。ただし、外国に居住する者で直接面接ができない場合は、指導予定教員が適宜の方法により必要なコミュニケーション能力を確認した者。

**博士課程後期への入学を希望している者**

指導予定教員が直接面接し必要なコミュニケーション能力を確認した者。ただし、外国に居住する者で直接面接ができない場合は、指導予定教員が適宜の方法により必要なコミュニケーション能力を確認した者。

## 広島大学外国人研究生の入学許可等の取扱いについて

(略)

- 4 外国人研究生は、毎月、研究の進捗状況を別紙様式3により当該学部等の長あて報告するものとする。

なお、外国人研究生から3ヶ月間報告がなかった場合、当該学部等は、速やかに学長あて報告するものとする。

(略)

## 38 広島大学科目等履修生規則

(平成16年4月1日規則第12号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条の2第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第54条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第2条 科目等履修生の履修の期間は、1学年又は1学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第11号各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第15条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認められたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第5条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料28,200円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更hands続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則(平成24年8月30日規則第119号)

この規則は、平成24年8月30日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成24年7月9日から適用する。